

袖工と荘園（上）

—伊賀国玉滝・黒田荘—

赤松俊秀

【要約】 東大寺領伊賀国玉滝・黒田両荘は袖から転化した荘園として特殊な歴史を持ち、開墾地や寄進地系の荘園とはおのずから異なる性格を持っている。またこれらの荘園は、それを地盤として平氏のような有力な武将や地方武士が勢威を張ったことがあり、武家政権成立史研究にとって重要な存在である。従来の荘園研究がこれら二つの荘園を重視したのは当然であり、すぐれた成果をあげたものも存するが、関係の史料があまりにも多いために、重要な史料を見落したり解釈を誤ったこともあり、それがこれらの荘園の性格・歴史の認識をゆがめた原因の一つとなっている。この論文は、二つの荘園研究の成果が現在の中世史研究に大きな影響を与えていることを考え、従来の研究の誤りを指摘すると同時に、武家政権成立の基礎となった、荘園における領主層の活動についても、新しい角度から検討を加えることにする。史料は主として『平安遺文』を用い、時代も平安時代に限定することにす。

一

東大寺領伊賀国玉滝荘と同黒田荘は、建築用材採取の目的で設定された袖が発達して荘園となったものとして、一括して研究されることが多い^①。いままでこの二つの荘園をそれぞれ別々に取り扱ったのは中村直勝博士の「伊賀国玉

滝荘」「伊賀国黒田荘」(著書『荘園の研究』所収、以下この書を引用する時はAと略称する。)だけである。これら二つの荘園は同一の史料に現われることが多い。その点からも一括して研究するのはなにかと便宜である。しかし両荘の成立過程を見ると、袖から発達した点では同一であり、組織・構造にも共通の特色が認められるが、相違する点もかなりあることを見のがしてはならない。

第一に黒田莊の前身は、天平勝宝七歲（七五五）に東大寺に勅施入された板蠅柚であるが、玉滝莊は、天徳二年（九五八）に橘元実の私有の玉滝柚が所有者から東大寺に寄附されたことに始まる。板蠅柚は、律令制がなお強い規制力を持ち、ことに東大寺の造営には国家の資源・労力が惜しみなく投入された時代に設けられた柚である。その組織・構造には当然施入当時の政治・経済・社会情勢が直接・間接に反映したに相違ない。そしてその組織・構造は、この柚が東大寺領として存続するかぎり、当初の体制をできるだけ維持しようとしたはずである。それに対して玉滝柚が寄進された当時の東大寺は、創建の時のような勢威を持たず、七重の西塔を修造しようとして苦慮していた。天徳三年（九五九）七月廿五日の東大寺別当光智奏状（『平安遺文』卷一下この書を引用する時はBと略称する。）によると、東大寺は木工寮の設計・準備に基づいて、山城・撰津・大和・紀伊・伊賀・近江・丹波・播磨・安芸の九箇国の協力を得て、七重の西塔の修造を計画した。しかしこれらの諸国は、このころ朝廷の御願寺として造営が進められていた法性寺の工事の負担に応ずるが、昔の朝廷の御願寺として世人も軽んじている東大寺の造営

には熱意を示さず、催責の官符がたびたび出ても、合力を承知しなかった。玉滝柚の寄進は、この時に行なわれた。

東大寺としては、干天に慈雨を得た思いであったが、このような事情のもとに設立された柚の組織・構造は、当然、勅施入当時の板蠅柚とは異なるものを持っていたに相違ない。律令制の規制力がゆるみ、国司でも太政官の命令を拒否する時代である。東大寺も外観だけを見ると、天平時代の輝きをそのままに保っているように見うけられるが、内実では、世人の関心・帰依が東大寺から既に去っていることを自覚し、焦慮していた。このような情勢が、この時に設立された玉滝柚の組織・構造に直接・間接に影響を及ぼしたことは、当然に推測される。従来の論文は、板蠅・玉滝兩柚の間にこのような相違が存することに全然気づかないか、気づいていてもそれによって生じた兩莊のあり方の違いをさして重視せずに、論を進める傾向があった。

第二に注目されることは、黒田莊は板蠅柚のあとを受けで成立しているが、板蠅柚の「東名張河、南齋王上路、西小倉倉立藤小野、北八多前高峯并鏡滝」の四至内には、柚の性質上、東大寺所有の耕地がなかった、と認められるの

に對して、玉滝袖では、のちに明らかにするように、当初から耕地が附屬していた、と考えられることである。従来の研究では、竹内理三博士の論文「莊の發展と莊民の生活——東大寺領伊賀国黒田莊——」〔著書『日本上代寺院經濟史の研究』所収、この書を引用する時はCと略称する〕に明白に主張されているように、《板蠅袖でも袖工の定住と同時にかれらの勞力によって開墾が始まり墾田が造成された》^(B)としてゐる。平安時代中期以降は、板蠅袖内には狭いながら耕地があつた。寛和二年（九八六）十二月十九日に名張郡檢田所が勘進狀（七三四・一）をもつて袖内の条坪々の田を注進したことがある。その面積は不明であるが、後世の東大寺側の主張では、長和三年（一〇一四）の坪付では黒田莊内の見作田は三三町一段一八〇歩あつたといふ（一六五・二）。長曆二年（一〇三八）二月一日には伊賀国符（七三四・一）をもつて、見作田六町一八〇歩と居住工夫ら五〇人の臨時雜役とが免除されたことがある。しかし寛和二年（九八六）以前には板蠅袖内に東大寺所有の耕地があつたと認められる史料はなく、天曆四年（九五〇）十一月廿日の東大寺封戸莊園并寺用帳（三五・一）にも記載がない。もちろん板蠅袖の四至内に東大寺所有の耕地はなかつたとしても、百姓口分田・私田

などがその四至内にあつたことは確實であるから（二七五・一）袖工が自身で私墾田を保有することはあつた、と考えることは許される。さきに紹介した竹内博士の論もこの立場に立っている。しかし材木の伐採・搬出をおもな職務とする袖工は適材・良木を求めて移動することが多く、一処に定住することは少なかつた。したがつて袖工はもちろん、同伴して袖入りする家族でも農業を兼業することはまれであつたはずである。袖工の生活をささえるのに必要な食料は使用者から支給されるのが普通であつた。正倉院文書に多く所見する山作所關係の史料に袖工は現われなないが、木工を始めとして雑工・その他、山作所で働く工・夫には、すべて食料が支給されている。そのことから判断すると、奈良時代の史料は残っていないが、板蠅袖に入つて東大寺の造営に必要な木材の伐採・搬出・製材に従事した袖工に対しても、造東大寺司から当然食料が支給された、と推測して誤りないであろう。黒田・玉滝両袖では、平安時代後期になつても、袖工の食料は封米から支出すべきものと主張されたのは（七二〇・一）、東大寺の袖では袖工の食料が公給された事実が相当長く続いたことを示すものである。奈良時代

または平安時代前期の板蠅柚に耕地が附属していた、と認むべき史料がないのは、当然のことであつた。

平安時代前期になつて東大寺の造営が一応終了すると、東大寺での柚工の需要は一時に比して減退したはずである。天曆四年(九五〇)当時の東大寺には柚工が二人いて、この柚にも配属されず、封戸の上分から、食料として、一人当たり日別黒米二升・塩四勺、衣料として、一人当たり年間絹三匹・綿二屯・調布二端・商布二端が支給されていた(二五二)。奈良時代の柚工に支給された衣食の料も、おそらくこれと大差ないものであつたらう。

平安時代前期に柚に定住するようになった柚工に支給された衣食の料もそれによつて推測される。だが、天曆四年(九五〇)の東大寺封戸荘園并寺用帳(二五二)は、柚に定住する柚工の食料支給について、なにも伝えていない。一方、柚工の生熊から考えて、かれらが柚に定着すると同時に生活形態を根本から変更し、耕地の開墾を行ない、農業に従事しながら、一方では柚工として本寺が必要とする材木の伐採・搬出・製材に当たつた、と考えにくいことは、前述のとおりである。問題は、いかにして特定の柚に定着した柚

工がその生活をささえたかということである。そこで注意されるのは、さきに指摘した、奈良時代には附属の耕地があつたとは考えられない板蠅柚に平安時代になると、その内部に耕地が造成されるようになったことである。それも長曆二年(一〇三八)には見作田六町一八〇歩であつたのが、のちには黒田・玉滝両荘を合わせて二五町八反一八〇歩となり(七四一)、ついには黒田荘だけで本田二五町八反一八〇歩を数えるようになった(二五二)。これらの耕地が柚工とその家族の生活をささえ、かれらの寺役勤仕の基礎であつたことは、だれしも異議のないことである。研究の焦点は、これらの耕地がどのようにして造成され、いかに経営されたかを明らかにすることである。従来の研究は、竹内博士の論文以来、これらの耕地は柚工が自分で開発し耕作した、としているが、柚工以外の農民がこれらの田地を賃貸し、柚工はその地子によつて生活を維持することも、当然にありえたはずである。耕地の所有者が在地のものである場合は、自営か賃貸かを決定する史料が残っていることはきわめて少なく、黒田荘でも、柚工がその所有地を自営したか他の農民に賃貸させていたかを決定できるものは現

存していない。あるものといえ、柳工の名を借りた農民らが公領に作出した史料だけである。総じて黒田荘関係の史料では柳工の生態を示すものが乏しい。それに比して玉滝荘では、柳工関係の史料が豊富であり、耕作関係の史料も、一二ではあるが、現存する。従来の研究は黒田荘を中心にして論じたものが多いが、玉滝荘に重点を置いて柳工と荘園の関係の展開を論ずるならば、従来の視角とは少し異なった論が発展するのではなからうか。柳工と荘園については、既に論じ尽くされている感じがしているが、ここに一々史料をあげて詳細に論をし直すのは、このことを考えるからである。この問題に関心と意見を持っている学者の示教・批判をお願いしたい。

さて論文の内容であるが、初は、玉滝柳が東大寺に寄進された事情の究明から始まって、その組織・構造を明らかにしたのち、玉滝柳の設置が板蠟柳の立荘となった事情の立証に移る。従来の論文では、竹内博士・清水三男氏のように、両荘の組織・構造を明らかにすることに重点を置いたものと、中村博士のように、荘の歴史の推移をたどることに努力を集中するものとの二つがあった。石母田氏の著

書は、双方を受け継ぎ、古代的世界から中世的なものが形成される過程を追究しようとした。石母田氏の立場には同感であるが、氏が論を進める上に強調した寺奴の柳工説を始めとして、その他の史料解釈には、その史料が作られた当時の事情が十分に考慮されておらず、そのためにその結論にはやや無理なものが見うけられる。この論文では、上述の反省から、できるだけその史料が作られた当時の荘内外の事情を明らかにすることにつとめ、その上で荘の組織・構造、ひいては古代から中世への転換期において、伊賀の山地で演ぜられた争いの歴史がどのような意義を持っているかを論ずることにする。

なお、この論文を著わすにあたって、従来の研究から多くの示教を得たこと、竹内博士が多年にわたって『平安遺文』を編集されたことによって関係史料の検討が容易になったことを銘記し、関係の各位に深い謝意を表する。

二

玉滝柳が天徳二年（九五八）に橘元実から東大寺に寄進されたいきさつについては、天徳二年十二月十日の橘元実施

入状(三六)に詳しく述べられている。それによると、この
柚は元実の先祖の墓地の樹木が繁茂して成立したものである。山林は大化改新の時に山川藪沢の公私共同使用の原則が定められたことによって、公私共利が本態であり、令制もこれを継承した。氏々の祖墓と百姓の宅の周囲二〇〜三〇歩に限って樹木を栽植し、私林として保有することが、大宝令制定五年後の慶雲三年(七〇六)三月十四日の詔によって認められた。その後、延暦十七年(七九八)十二月八日の格によって、墓地・牧地の森林は、面積の制限なく私有を許され、大同元年(八〇〇)八月廿五日の太政官符〔類聚三
代格〕卷三六)によって改めてそれが確認された。元実の先祖がいつこの土地に葬られたかは、その名といっしよに不明であるが、その墓地を中核として成立した山林が橘氏の私有として一般に認められたのは、かなり以前のことであったに相違なからう。それに対して、家地・氏祖墓地・牧地以外の一般の山林は公利共利の原則によって、特定のものがその利用を排他的に独占することは、なかなか許されなかった。板蠅柚の勅施入などはまれな例である。九世紀も末になつて律令制のゆるみが顕著になると、東は伊賀、南は大和に

接する山城国相楽郡では、泉河すなわち現在の木津河に沿うて、五〇〇〜六〇〇町歩、または一、〇〇〇余町歩の広さを持つ、東大・興福・元興・大安寺など南都諸大寺の柚が設けられるようになった。この泉河沿いの地帯は、大川原・有市・鹿鷲かざりなどの集落が早く発達し、住民らは耕地を求めて河を上り山を開いて家を建て田を作った。そのために、これらの諸大寺が修理用の材木を採取する目的で太政官から寄進された柚山の四至内にも、多くの口分田・治田・家地があった。柚とこれらの集落の成立との前後関係は、集落が寛平八年(八九六)から一〇〇余年以前に成立したというから、集落のほうが早いか、少なくとも同時であろう。柚山の使用を認められた南都諸大寺も、これらの耕地・家地に対する支配権は与えられなかった。ところが律令制のゆるみが目だち荘園制の発達が目立ち始める仁和年間(八八五〜九)になると、元興寺がまず柚内の田地に対して地子を徴取しはじめ、興福寺がこれにならった。相楽郡司を通じて百姓の愁訴を聞いた間山城国民苦使左中弁平季長は、田図を検して百姓の訴が事実に基づいていることを確かめ、次のように処置した。太政官が山林を諸寺に寄せた

のは、修理の材料を採取するためであつて、百姓の田地を妨げたりとどめるためではない。したがつて諸大寺は地子を徴取するのを停止すること、百姓がほしのままに山中の樹木を切るのを禁制すること。季長は以上のことを奏請したが、それが認められて寛平八年（八九六）四月二日の太政官符（類聚三代格）卷十六で施行された。東大寺に勅施入になつた板蠅袖でも、当初は、四至内の口分田・治田などに対する支配権が認められなかつたばかりではない。康保元年（九六四）にその四至内に勘解由使長官朝成が薦生牧を設立した時も、在地の名張郡司が、牧の敷地は袖の四至内である、との理由で牧の立券を拒否したのに対して（二七三）、東大寺は名張郡司をさとして牧の立券を認めさせたことがあつた。東大寺がこのように措置した理由は、袖に便宜の地は袖が領有し、牧に便宜の地は牧が領掌するが正しい、と考えたからである（二七六）。東大寺が袖の四至内に他領の牧の設置を認めたことについて、中村博士はこれを不可解とされ（A三七七）、石母田正氏も著書『中世的世界の形成』（以下この書を引用する時はDと略称する）の四七ページで、東大寺が、袖・牧に便宜のある地は袖・牧それぞれが領有するという留保条件を附したのは、東大寺

がかねて伊賀国の寺領を拡大しようとしていたのに対して、一步後退したことを示すものとして、論じている。東大寺がそのころ寺領を維持・増大しようとして焦慮していたことは、石母田氏の説のとおりである。しかし東大寺は一方では、袖山を足場として、その域内の他人の家地・耕地に支配権を及ぼすことを、太政官から早く禁止されており、寺領の拡大には始めから抵抗が多かつた。板蠅袖と薦生牧の場合、注目されるのは、東大寺が律令制の山林共利の立場を守つて、袖・牧はそれぞれに便宜の土地を各自に領有すべきである、と主張したのに対して、在地の郡司と東大寺から派遣された寺使が袖四至内の排他的支配を主張したことである。袖の一円的領有を強く希望したところに、のちに黒田荘で激烈となる公領の寺領への囲い込みの芽がこの時に、郡司・寺使の間に既にきざしていた、と解釈してよい理由がある、と思われる。竹内博士は、このことに關連して、名張郡在地の東大寺使の間には、本寺の東大寺の意向に反しても薦生牧を寺領化しようとする企てが長く行なわれていたことを指摘しているが（二七三）、東大寺使だけではなく、郡司・刀禰・百姓などのうちにも、このよう

な意図を持つ東大寺使に積極的に協力するものがあつたことを見のがしてはならない。石母田氏は、薦生牧の立券に際して東大寺に不利な証言(二七五)をした刀禰をもつて在地のものとして(四七七)この証言は中村博士が明らかにされているが(四七七)、大和国山辺郡都介郷の刀禰が行ない山辺郡司が認めたものであつて、在地の名張郡司や刀禰には無関係のものである。石母田氏もそのことを認めながら(四七七)、一方では、在地の刀禰が国司と結んで東大寺の寺領拡大に抵抗した、と主張したのは、在地の範圍をあまりにも拡大した解釈といふべきである。東大寺から派遣された寺使が柚内に他人の所領を認めない、という現実を超えた主張をなしたのも、在地の郡司・刀禰らがそれを支持し、その実現を強く希望したからである。その意味では竹内博士の説も若干訂正を必要とする。

さて主題の玉滝柚に帰つて、橘元実が長く私領として保有してきた玉滝柚を東大寺に寄進したのは、施入状(二六六)によると、私領として排他的に保有する力を喪失したことが原因である。元実の当時の社会的地位については、施入状に蔭子正六位上とある。父は文懐といい、兄弟姉妹に元

景・元興・元方・貞子・金子がいたことが知られている。元実の位階が正六位ではあまり地位が高いともいいえない(二九九)が、それでも延喜十八年(九一八)ごろはなお相当の勢威を持つていたらしい。この時に工事が始められた東大寺講堂の造管に玉滝柚の材木が使用されようとしたのに対して、元実は朝廷にこれを訴え免除された。しかしその後、元実は災難に會つて諸國に流浪し、私領としての柚の管理が行きとどかなくなると、柚の樹木は大規模に伐採された。その最大なもの、東大寺・修理職・冷泉院・雲林院など、直接・間接にその建築に朝廷が関係している工事のために切り出されたものであつた。しかも単なる盗伐ではなく、「件の柚私人の所領也。宮城修理之間、殊に官符を給ひ、造用せ令む」との官符が下され、朝廷の命によつて公然と樹木が伐採・搬出されたのである。当時の修理職・木工寮は宮城の建築工事だけではなく、重要な朝臣・神社・寺院などの建築工事を独占的に担当することになつていたから、修理職は宮城修理を名目として私領の柚の樹木を伐採する太政官符を得て、要材を確保することが必要であつた。その際に玉滝柚のように所有者が政治的に無力になつたも

のがまず伐採の対象に選ばれるであろうことは、当然推測される。それにしても、かつては太政官符によって墓地の柚地私有が保証されたのに、いまでは、その太政官符によって、先祖の墳墓も露地となるまでに樹木が切り出される。元実としては、さきに災難にあつて諸国に流浪したのは、東大寺講堂用材の伐採を拒否した報いと思わざるをえなかつたが、先祖の墓まであらわになると、ますますそのたたりを恐れるようになった。玉滝柚を分割して、一部は平時光に売却、一部は東大寺へ寄進することになったのは、このような事情のもとに行なわれたのであつた。

太政官は天徳三年（九五九）十二月廿六日の牒^(B一)をもつて、元実が東大寺に玉滝柚を寄進したことを認める、と通告したが、東大寺がかねて太政官に要望していた、他所の建築用材をこの柚から切り出すことを禁止し、一向に東大寺の柚として西塔修造のために当てることは、どうなつたか。牒の本文では、「縦ひ宮城を修理の間も、修理職の入造を聴すこと勿れ」と東大寺の要望を認めたことになっている。しかし同日付の伊賀国司あての太政官符^(B六)では、「但し宮城修理之間は修理職之入造を聴す可し」とな

つていて、官牒とは反対に東大寺の要望を拒否したことになる。この正反対の内容を持つ太政官牒と太政官符のいずれが正しいか。史学研究法の公式論によると、官牒は原本が保存されているのに、官符は写ししかなく、しかも官符には、ほかにも明白に誤写の部分があるから、この「但・聴」はそれぞれ「縦・勿」の誤写である、とするのが普通である。『大日本古文書・東大寺文書』もこの見解に立つて官符の本文に注をつけている。しかしこの際に考慮を要することは、修理職が柚への入造中止に反対であつたことである。玉滝柚寄進許可の官牒が東大寺に下されるのは半年前の天徳三年（九五九）六月五日の東大寺あての牒^(B五)で、修理職は寺家に対し「職の仰せと称し寺家所領玉滝に入交し、数千の材木を造運するを応に停止すべき事」を通達したが、事實は「修理職の入造を聴す勿れ」との官牒が発せられたのちも、柚への入造を停止しなかつた。そのために応和三年（九六三）九月八日に太政官牒^(B五)が発せられ、改めて修理職の玉滝柚への入造が禁止された。そのことを考えると、問題の太政官符が修理職の入造に限つて認めているのは偶然の誤写である、とは言えない。

なお修理職の入造についての中村博士の論は、史料としては官牒を引用されながら、議論としては、「一時的に修理職官人だけは入部する事を認め」たとして、官符によって論旨を進められ、混乱が見うけられる（A三五）。

玉滝柚は以上に述べた経過をたどって東大寺の私領となつたが、当初からこれに耕地が附属していたと推定される根拠は次のとおりである。第一は、玉滝柚の東大寺への寄進が許可されるより八ヶ月以前の天徳三年（九五九）四月五日に国司藤原忠厚が符を下して玉滝荘内と柚山辺の荒廢田五〇町歩の開発を許可したことである（九五・九八）。忠厚は翌年二月廿二日に再び符を下して玉滝・内保・湯船・靱田村の前年の正税の利稲を免除することを伝えた。応和三年（九六三）には国司は伴清廉に変わっていたが、清廉もまた同年十一月十日と閏十二月三日に符を下して柚内の開発田一七町二五〇歩の正税稲を免除することを通告した（九五・九八）。玉滝柚が東大寺領となつたのに平行して、それに附属の耕作地が造成されたことは、これで明らかである。造田の成績は、四年間で計画面積五〇町歩の三分一以上の一七町二五〇歩であつて、当時としては成績優秀の部類に当たる。

この開発田の造成については、正税の利稲が免除された以外、これを造成したものはだれであるか、利益の方法についても、なに一つ明らかではないのは残念である。しかし、柚工の柚入り・定着に先だつて東大寺と国司が協調して、柚工のための耕地を開発したことは確かであり、その耕地が免田として柚に新しく入る柚工に与えられたことも、推定して誤りないであろう。東大寺と国司のうち、造成の主体が寺家であつたことも相違なからう。しかも造田を可能にしたのは、国司がこれを免田と認め、開発に協力したからであつた。玉滝柚の設置にあつて、国司が協力したことはその点で注目される。

第二は、玉滝柚には、橘氏が所有した時代に柚に附属する耕地が存在した、と考えられることである。天祿二年（九七一）五月廿二日の阿拝郡司解（B九九）によると、柚の境内内の川合郷に湯船荘という荘園があり、この荘はかつての玉滝柚の所有者である橘文懐がこれを所有していた。文懐はこの荘をむすめの橘貞子に譲つたが、その立券に元実の子の輔弼が反対した。この一族の内争に対して国司・右大臣頼忠も関与し、貞子の名でこの時に立券された。この

湯船荘をめぐる紛争は、偶然にも、玉滝柚所有者の橋氏が以前には袖山以外に、これに近接して耕地を所有したことを明らかにした。平安時代前期の墓地や牧地を中核にして発達した私有の袖や、朝廷や国司の帰依がさして厚くなかった地方寺院所有の袖に、当初から耕地がこれに附属していた事例は、玉滝柚以外にも、一つ二つ存在する^①。耕地を含まないと認められる板蠅柚などと組織・構造が根本から相違していた、と見なければならぬ。湯船荘は、その後、中満という東大寺僧が伝領したが、正暦年間(九九〇~四)に、東大寺使はこの荘をもって玉滝柚の四至内であるとして、荘内に乱入し地子を責徴したことがあった。中満はそのことを東大寺に訴えた。当時その寺司であった済信は、公験と袖司の勘状に基づいて、この荘が東大寺に地子を納めた事実のないことを確かめ、寺使がこれを責め取るのを禁止したことがあった。万寿二年(一一二五)になって問題が再燃し、玉滝柚は上毛と称して地子を責徴した。領主は威儀師で権少別当の仁満に変わっていたが、かれはこのことを、五月十四日の解^(B二二・四九四)をもって、既に東大寺を去っている大僧正済信に訴願した。その主旨は、済信が東大寺

司に対して、前例にまかせてもどのように湯船荘の四至を糺定するように命じてほしい、とのことであった。訴を受けた済信は、東大寺のこの荘に対する領有権は宣言によって上雑事に限られている、と判断して、仁満の解に与判した。東大寺政所はそれに基づき、玉滝柚使寺主念秀と在地の袖司に対して八月十四日に下文^(B二二・四九五)を送り、湯船荘四至内の田島地子と臨時雑役とを免除すべきことを命令した。袖司らは、それによって四至を改定して十月十六日の解^(B二二・四九六)をもってこれを政所に報告した。

この湯船荘は、当初の所有者が玉滝柚と同じであったのに、その後は所有者を異にして伝領・知行された例である。しかし玉滝柚には同じく湯船荘内といいながら、橋氏とは直接に関係なく成立し、その租米はのちに玉滝柚を領有した東大寺に封米として納入される関係の耕地もあった。承保四年(一一七七)十月廿三日に覚増という僧が源大納言俊房の政所に解^(B三三・四四五)を送って、湯船荘内の柄田村にある覚増相伝田島の地子免除を裁免することを伊賀国司藤原親房に要望してほしい、と述べた。覚増の言うところによると、その所領は、もと阿波守であった藤原万枝が元慶

(八七七・八五)のところに荒野を開発したものである。この荘は段別一斗三升の租米を国司に納めるが、この租米は東大寺の封米に充当され、そのほかの地利は免除されている、という。この荘が元慶年間の開発である、という主張は、その当時にさかのぼって、これを立証する史料がないので、どこまで信頼できるかは問題である。租米が東大寺の封米に充当される、というのもしつからのことか明白でない。

その点は物足らなく思われるが、注目されるのは、小野守経が国司の時に収公された、としていることである。のちに論ずるように、守経は黒田・玉滝両荘と正面から衝突した最初の国司である。その守経によって収公されたことは、この荘と玉滝荘の関係の深いことを思わせる。さらにこの覚増解とほぼ同文であるが、伊賀守にあてた覚増解^(B三・一)がいま一通存する。それには、問題の田の面積が八町百八十歩であって、最近では、そのうちの三町歩だけが収公を免除され、その残りの田が国司に収公された、と書かれている。また覚増が湯船荘四至内の田の坪付を注進した、寛治三年(一〇八九)十一月二日の文書^(B四・一)によると、田村田見作五町二反六〇歩のうち三町歩をもって治田とする

ことが国司小槻祐俊によって認められている。この田村田と前出の藤原万枝開発の鞆田村の田八町一八〇歩とがどういふ関係にあるかは不明である。しかし^(B四・一)の三町歩は治田と認められているし、^(B三・一)の三町歩は収公を免除されている。両方の面積が一致するのであるから、両方が同一の耕地である可能性もありうる。なおこの耕地については、のちに再び述べる予定である。

東大寺は、天平廿年(七四八)以後、伊賀国阿拝郡柘植・川合両郷にかなりの墾田を持ち、それが玉滝柘植達の母胎になった、と説かれている^(A二八)。東大寺がこれらの墾田を天徳二年(九五八)の玉滝柘寄進の当時まで保有し用益していたことが確実ならば、柘はこの両郷にわたって設けられたのであるから、東大寺はその耕地を柘に附属させるだけで、ことたりたこともありうるはずである。東大寺は保安四年(一一二三)に朝廷で玉滝荘内鞆田村のことで平忠盛と対問した時も、証文として関係の公験を提出した^(B五・一)。そのなかには、天平・天平勝宝・天平宝字・天平神護・貞観・昌泰の文書があり、東大寺がこの時代を通じてこの地に寺田を維持したことを示している。ことに昌泰二年(八

九九)十月三日の在地国郡証判状などは、その当時この地に玉滝・内保の両荘があり、公田・他領が混在しなかったことを明白に述べている。しかし中村博士が早く論じられて

いるように(A三〇)、天平神護二年(七六六)十二月五日の伊賀国司解(『大日本書紀』卷四七三)や貞観八年(八六六)八月三日の

阿閉福子施入状(B一)に所見の墾田が玉滝荘の一部を構成しているかどうかを確かめる方法がないのである。ことによると、これらの墾田は、奈良時代に東大寺が買得・開墾した他の耕地のように、寺有となったのち、まもなく荒廃したり、他に売却された、ということもありうる。それにしても昌泰の在地国郡証判状所見の玉滝・内保の両荘は、荘家も設けられたことであり、時代も近いので、奈良時代の墾田とは同一に論じられない。東大寺が当時これらの両荘を所有していたことは、まず誤りあるまい。それにしても玉滝が施入される直前の天曆四年(九五〇)の東大寺封戸荘園并寺用帳(B二)には、伊賀国阿拝郡所在の荘園として柏野荘田地一四町二七〇歩があげられているだけである。玉滝・内保両荘は延喜の荘園整理の時にでも停廃された、と解するほかないであろう。またそれであつたればこそ、

東大寺は玉滝の寄進を受けるとすぐに、伊賀国司と交渉して、柚の内外で五〇町歩の開墾を進める必要に迫られたのである。

三

玉滝施入前後の事情は、附属耕地の用益形態を除いて、ほぼ明らかになった。注目されるのは、万寿二年(一〇二五)に玉滝使として現地で活躍した念秀が中心になって、長元六年(一〇三三)に板蠅柚を東大寺領として確定するのに成功したことである。『東大寺要録』巻第五の別当章・濟慶の条に「上座念秀、公私を相構へて板蠅御柚を永代の宝と成す也。」とあるのがその史料である。この史料を引用して、この時に板蠅柚のあり方が変化したことを強調された中村博士の所論は注目される(A三七九)。念秀が板蠅柚を改組する以前、寛和二年(九八六)に既に柚内に田地があり、郡の検田所がその坪を勘進したことは、さきに一言したが、長元六年(一〇三三)以後の柚のあり方の変化は著しいものがある。次に史料をあげてそれを説明しよう。

第一には改組の翌年の長元七年(一〇三四)七月十六日の

太政官符(七三九)によって、板蠅柚の住人と工との臨時雜役が免除されたことである。十世紀以後の莊園がそれ以前と異なる最大の点は、田堵・寄人などの關係者が國役を免除される特典に浴していたことであつて、かれらは莊民として特定され、公領の平民と異なる地位にあつた。^⑤板蠅柚の柚工がこの時に臨時雜役を免除されたことは、重要な意味を持つてゐる。周知のように、石母田氏の黒田莊についての論は、柚工は元來寺奴であつて雜役を免除されていた、という主張で貫かれてゐる(二五二頁)。石母田氏がこのように主張したのは、それを裏づけるかのように見える史料があり、氏の信奉する理論もそれを支持したからである。しかし柚工寺奴説は、十二世紀の東大寺の關係者が好んで主張した職掌寺奴説と根拠が同一のものであつて、史料的には深い論拠がある、とは思われぬ。東大寺がこれを強調したのは、黒田・玉滝兩莊を所有する根拠にするためであつて、それをもつて史実と即断したのは、石母田氏の誤りと言ふべきである。なおこのことについては、のちに詳説する。ちなみに長元七年(一〇三四)七月十六日の太政官符の後半の「但し四至之内、私の所領を耕して權門の威を假り

要人に沽却之輩は早く公驗を宛め而官に進め令め、其の文契に任せ理非を弁定せん。」とある部分は難解である。板蠅柚の内部には東大寺の所領でない百姓口分田・私田地などが巨多に存在したことは既に明らかにされている(二七五頁)。「私の所領」は、それをさしたと解することができよう。

不明なのは、それを耕やすものが權門の威を借りて要人にその耕地を売却する、ということである。權門の威とは具體的に何をさしているのか、要人とはだれのことか、かれらと公驗の理非を争つてゐるのは何者か。板蠅柚關係の史料ではこのことについて参照すべきものがないので、考証はむづかしい。まず要人であるが、このころの文書にはほかにも所見がある。^⑥その語義も一定しないが、このころの東大寺では、『東大寺要録』巻第七雜事章の東大寺職掌寺奴事の注に、毎朝早く大仏供を仏前に備え、夜は宝藏を警護するものを寺家要人とし、天平勝宝二年(七五〇)に東大寺に施入された二〇〇人の奴婢の後身である、としてゐるのが参考となる。この場合の要人とは、要路にあるもの、權威のあるものの意ではなくて、寺役に従事するもの、寺家に必要なものの意味であるに相違なからう。問題の長元

七年（一〇三四）七月十六日の官符所見の要人も同じ意味に用いられ、柚工をいったものとしておそらく誤りあるまい。明らかにしなければならぬのはその柚工に対して、権門の威を借りて、耕作している私領を売ったものは何者か、ということである。売却行為の合法性に疑いが持たれていることからすると合法的にその所領を所有しているものは思われぬ。ことによると、他人の所領を賃借しているものが不法にも権門の威を借りて、それを私領として、柚工に売却して、紛争が生じたのかもしれない。いずれにしてもこの期の板蠅柚の要人『柚工が柚内の私領を買得、蓄積し始めたことが推測される。不十分な解釈ではあるが、板蠅柚の改組期の重要な史料であるだけに、私見を述べておく。

次は長暦二年（一〇三八）十二月一日の伊賀国符（B四・一七九）によって見作田六町一八〇歩と居住工夫ら五〇人の臨時雜役が免除された事実であるが、これについてはさき一言したので、ここでは再説しない。重要なのは、五年後の長久四年（一〇四三）にかつて東大寺別当であった深観が有名な藤原実遠の所領の箭川荘を買収したことである。この買

収には、玉滝柚使として活躍した念秀が関係した。実遠に支払われた直米一〇〇石は念秀の預物の内から支出されたのである（B二）。実遠所領の買収がその後の板蠅柚の発展に大きく影響したことを思うと、念秀の関与を軽く見るわけにはいかない。おそらく念秀は、柚の維持発展に附屬耕地の有無が深く関係することを玉滝柚と湯船荘との争いで痛感したので、板蠅柚のために箭川荘の買得を考え、これを実行した、と思われる。

玉滝・板蠅の両柚は、附屬の耕地を確保し、住人らの臨時雜役免除を認められて、荘園的経営がはじめて可能になったが、この期の荘園のうちには、住人の臨時雜役免除から一步前進して、郡・郷ぐるみ荘園化する新しい動きを示すものがあつた。そのきっかけをなしたのは寛仁二年（一〇一八）十一月廿五日の賀茂両社に対する愛宕郡の寄進であり、続いては治安三年（一〇二二）十二月一日の春日社に対する添上郡の中・楊生両郷の寄進である（B二・四八九）。この二つの郡・郷の寄進は、寄進される域内に存する、官省符などの公驗が明白に存在し、経営についても特別な困難を生じていない荘園や公領は、それぞれに荘園または公領とし

て依然存続することを認めるが、その条件を欠いているもの、もと公領であったことの明らかかなものは没収して、社領とする方針であった。それは荘園領主の念願であった荘園支配一円化の一步前進であるから、かれらが郡・郷ぐるみの荘園化を歓迎したことは、特に指摘するまでもない。注目されるのは、この郡・郷ぐるみの荘園化が、その実行の前提として既存の荘園の調査を行ない、公驗の明白でないものなどの存続を否定したことである。荘園整理は、延喜二年(九〇二)以来、永観二年(九八四)に官符が発せられたのみであって、久しく行なわれていなかった。しかし国司の荘園に対する圧迫は絶えず続けられており、機会があれば、これを収公しようとしていた。したがって国司にとっても、郡・郷ぐるみの荘園化は関心に値することであった。賀茂・春日両社に対して愛宕郡・中郷楊生郷が寄進された直後から、朝議で荘園整理が問題となり、延久元年(一〇六九)の荘園整理令でついに実現を見た。そのことを考えると、この両社への郡郷寄進の意義は大きい、と言わなければならない。

十一世紀の荘園の動きが、入りまじる荘園・公領から一

歩前進して、郡・郷ぐるみの荘園実現へと、注目すべき変化を示し始めたのに対して、玉滝・黒田荘ではどうであったか。まず玉滝荘では、柚の寄進と同時に許された開墾田が、荘園・公領のいずれに所属するか明確を欠いていたために、国司は強く公領であることを主張した(七三三)。その上に、荘の一部を構成する湯船荘でも、前述のように、東大寺が地子を徴収しようとする、領主は強く反発する、という実情であった。荘園支配を一円化したい、との欲求は、玉滝荘にも当然高まっていたものと推定される。黒田荘では、柚内の六町歩あまりの見作田が免田として認められ、住人・柚工夫ら五〇人の臨時雑役も免除されたが、柚工の生活をささえるためには、この見作田だけでは不足である。新しく買収した箭川の荒墾田も、黒田などの柚の中心地とは河を挟んで離れていて経営上、なにかと不便である。玉滝荘で高まっていたと推定される荘園一円化の欲求は、黒田荘でも同様に高まっていたに相違ない。両荘のこのようなふん囲気に対して、伊賀国司が次第に反発を示すようになるのは、当然のことであった。板蠅柚が改組され、藤原実遠所領の箭川が買収されたあとでも、永承年間(一

○四六(五三)に伊賀守であった藤原公則は、箭川莊の立莊・地子雜役免除などに便宜を図ったが(三三、七三、六五、永承六年(一〇五一)八月廿二日の国符(六九三)に大介として署名したあとと退任し、代つて新司棟方(七二七)が着任すると、国司と黒田・玉籠兩莊の關係は、一変した。棟方は太政官に対して、解(七〇三)をもつて次のことを訴えた。《管内四郡に

寺社高家の莊園・柚が多く存在し、官物を弁進しない。またこれらの莊・柚の住人は公田に入作しながら官物を弁進せず公事を勤仕しない》。棟方はこのことを強調して、前々司顯長以後に新しく立てられた莊園の停止を要求した。

当任より一兩代以前の国司が立莊した莊園を廢止することは、長久元年(一〇四〇)に莊園整理が朝議にのぼつた時も問題となり、一度は勅として発令することに決定した。しかし後代の難を考えて、一兩代と指定するのに反対が出て、近代以来の莊園を停廢することに改められたが、最後になつて再転して、当任の国司が就任以後に設立された莊園に限つて廢止を認めることになつたことがある(元六、三二、一八)。

以前このようなことがあつたのにもかかわらず、棟方が前々司顯長以後の新立莊園と範圍を明示して停止を要求した

ことは、棟方の新立莊園停止への意気込みを示すものとしてまず注目される。

棟方が奏状で強調した、伊賀国の寺社高家の莊民が公田に入作するという事実も、莊民が特定される以前は、伊賀国にかぎらず莊園周辺の公田ならどこにでも見られたものであつて、特に異とするには当たらない。板蠅柚でも附屬の耕地の免田化が認められない以前は、柚の關係者で公田に入作するものがあつた。名張郡檢田所が寛和二年(九八六)十二月十九日に柚内の条坪の田数を勘進したのも(七三九、一〇三三)に板蠅柚が莊園化したのちも、免田が不足して

いたので、莊民の出作は引き続き行なわれた。その時に入作した田は純粹の公田ではなく、他の私領・莊園に対しても公田と同様に入作した。長久四年(一〇四三)に東大寺権上座念秀が中心になつて藤原実遠の私領箭川四〇町歩の荒廢田を買得したあと、東大寺は同年十月廿九日の政所下文(六二二)をもつて実遠に対し「黒田庄出作田者、是れ往古の寺領也。」と述べて、実遠がその所領を伊勢太神宮に寄進して御厨を立てるといふ風聞の実否を糺明したことが

あつた。この出作田が箭川であるのかどうかはいま一つ不明であるが、いずれにもせよ、黒田庄の荘民が出作していたのが純粹の公田に限らないことは、これで明らかである。長らく平穩に行なわれた荘民の公田への出作が永承六年（一一〇五）になつて急に重大な問題となり、それを理由の一つとして国司が新立莊園の廃止を要求するようになったのは、国司棟方も明言しているように、荘民らが官物・公事を未進して国司に納めないことが原因であつた。荘民としては、荘司・田堵・寄人の名義で国役である臨時雑役を免除されても、それは領家などが課する雑事によつて相殺されるが多く、かれらの負担はさして軽減されなかつたはずである。ことに十一世紀では莊園・公領を通ずる現象として、公事・雑役は人別に賦課されないで、段別に賦課されることが普遍化し始めていた。荘田だけの耕作で生活を維持することができず公田へ出作しなければならぬ荘民にとつて、公事・雑役の賦課が段別化したことは重大な影響を及ぼした。国役の臨時雑役が免除されている荘民であっても、その効果が荘田を耕作する場合に限定されるからである、かれらが荘田以外の公田を耕作する時は、そ

れに附随する段別の官物・公事を当然負担したに相違ないであらう。荘民としては、生活を維持向上させざるためにも、本所・領家の威を借りて国司に反抗し、官物・公事の貢納を拒否するか、逆に国司側について荘田の収公に協力して、それをかれらの私領とするか、の二つのうち、どちらかを選ぶよりほか良い方法はなかつた。伊賀国名張郡では、康保元年（九六四）の薦生牧設立の時以來、郡司・刀禰らの間に、東大寺領内に他領の牧の存在を認容して寺領の一円支配の促進を妨害することに反対の空氣がたゞよつていた。

莊園・公領の二者択一を迫られた伊賀国東大寺領の荘司・田堵・寄人級の荘民が東大寺を選んで国司に反抗し、公田の官物・公事を未進することになつたのもまた、その現われと考えられる。従来の研究では、このような立場に置かれた荘民の存在を看過するか、あるいは輕視しており、田堵らが国司側について荘田をかれらの私領とする可能性もあつたことなどは、全然考慮されていない。

国司棟方が前々司頭長以來の新立莊園停止を官に要望したのに対して、太政官では永承六年（一一〇五）十二月二日の官符をもつてこれを認めたが、この官符は実効をあげな

かった。太政官は、伊賀国の再度の解に対して、天喜元年(一〇五三)三月廿七日の官宣旨(七〇三)をもって、新荘の勝示を抜き捨て荘民に官物を催徴することを許可した。続いて官使伴成通が伊賀国に下向して、頭長以後の新立荘園の勝示の抜き捨てを履行した。玉滝袖は設立が古いだけに問題はなかったと思われるが、黒田荘では、新しく買収した箭川の実達の旧領が、まぎれもなくそれに該当するし、長元六年(一〇三三)に改めて立荘の板蠅袖自体も頭長の任中に設立されたと推定されるので、影響するところが大きかった。東大寺としては聖武天皇の板蠅袖勅施入状や長元のころに発せられた官符の主旨を強調して、さきの新荘勝示抜き捨ての官宣旨の撤回を太政官に要望し、国司と交渉したのは当然であった(七〇三)。しかしこのような穏当な方法だけでは、現地の荘民の動揺を防ぎえないと判断したのであろう。東大寺の要望に対する官裁が発表される前の同年七月三日に東大寺従儀師法名未詳が現地に出張して、国司と連絡せずに数十人を引率して、官使・国使が抜き捨てた勝示を復活した。その時に黒田荘内に囲い込まれた公郷は二五〇六町歩ほどの面積であった(七〇四)。

名張郡司はすぐその事実を国司に報告した。国司は、それに対して、荘園勝示の復活は、前々司以前の新生荘園を廃止する時に出された官符・宣旨の規定に従い、国司に知らせて行なうべきことであるから、国司に無断で立てられた勝示については、官使といっしよに実否を調査し、復活が事実ならばその勝示を抜き捨てよ、と命じた。郡司範輔(則佐)は官使の山重成・紀安武や在庁官人壬生正助らと七月七日の夕に黒田村に出張し、黒田荘の田堵(七〇三)であり名主であった物部時任(八〇六)と東大寺僧公積に会い、国司の命を伝えた。範輔としては、それで東大寺や荘民らは屈服すると考えていたらしい。ところが意外な事態が生じた。荘側から氏名未詳の男が出て来て在庁官人正助の身体をつかまえ、官使重成の従者を縛り、さらに正助・範輔までからめ捕えようとしたのである。おそらく黒田荘側では名主を中心にかねてから計画を進め、国司の圧力に実力で反抗することにしていたものと、推測される。かれらは官使重成・安武に対しても矢を射立て、重成が持っていた馬・鞍・狩衣・袴・烏帽子・帷・沓・行騰などを奪った。郡司らは報復として村人の住宅に放火して二軒を焼いたが、敗勢を

とりかえすことはできなかつた。正助は所在が不明となり、範輔らは官使らを伴つて大和国に向つて山に逃げ込んで、かろうじて助かつた。

以上は、事件の直後の七月九日に伊賀国司から太政官に事件の経過を報告した解(七〇三)のあらましであるが、従来この解を史料として事件の概要を紹介した竹内博士(五二七)や中村博士(五二四)の説明には混乱・誤解があり、その上にこの紛争に名主らの住人が深く関係していることを特に指摘していない。石母田氏の著書もこの事件には全然ふれていない。しかし、なんといつても、伊賀国東大寺領のその後の運命を決めた重大な事件の発端であるだけに、改めてその経過を記しておく。

四

伊賀国司の報告に対して、太政官は八月廿六日の宣旨(七〇三)をもつて次のように答えた。《東大寺側が直接行動に出たことは当然責めらるべきであり、罪科に処すべきであるが、恩赦の詔が出たので、将来を戒めるにとどめる。莊の存続も許されるが、莊民が官使から奪つた雑物は糺返

せよ。》直接行動に出た東大寺側を深く責めない太政官は黒田莊をめぐる東大寺と国司との争いにおいて、公平な立場を取つたとは言えないであろう。九月になると、東大寺の申請により、太政官から官使が下向して、新しく勝示を打ち立てるはずであつたが、今度は莊司と官使との意見が一致せず、勝示を打ち立てるのを中止して官使は京都に引き返した。そのあと莊司らはかつてに公田数十町歩を勝示の内に囲い込み、それに賦課される公事の支払を拒否した。棟方は勝示をもつてのように復しようとしたが、任期が満ちて帰京した。そのあとを受けて伊賀守に任ぜられたのは小野守経であつた(七二八)。

守経が紛争の中心地である名張郡に始めて入部したのは天喜二年(一〇五四)五月廿二日であつた。守経は東大寺側が打ち立てた勝示を抜き捨て、莊民に対して公民同様に雑役を課した。東大寺はそのことを太政官に訴えたが(七二七)、伊賀国司もそれに対抗して、東大寺がかつてに勝示を打ち公田数十町歩を囲い込んだいきさつを太政官に報告した(七二八)。それに対して太政官は七月廿五日の宣旨(七二八)をもつて東大寺に公田・公民の打ちこめを停止することを

命令した。

守経が名張郡に入部するとすぐに、黒田莊の勝示を復旧し、莊民に雑事を賦課することに定めたのは、国司としては当然のことであるが、かれの前任者の時のことにもせよ、官使・在庁・郡司らが田堵・名主・寺僧らから暴行を受けたことに対する反感が根底にあったことは否定できないであろう。莊側も、国司が報復のために袖内に立ち入るものと予測し、対抗のため、新しく柵を作り、数十人の軍兵を準備したほどである（七三三）。それにもかかわらず国司が勝示を抜き棄てて莊民に公役を賦課しえたのは、それを上回る圧力を用意した上に、袖内に立ち入る無思慮な行動を慎んだことが原因であろう。東大寺と莊民の国司に対する抵抗は、守経が、就任直後に断行した勝示抜捨・公役賦課のあと、さらに深刻となつて、官物徴収に対する広範な拒否へと発展した。守経はそれに対して、八月末に行なわれる検田の機会を利用して、多数の兵・夫を用意して、東大寺・莊民らの抵抗を排除する方策を取つた。守経と範輔は、数百人の兵を指揮して、箭川を中心に作稻の刈取り・なぎ捨て・住宅の焼き払いを行ない、田堵らは難を恐れて逃亡し

た（七三三）。守経らは結局四六町五反歩の作田を没収した。

その地域が、長屋・下津名張・築瀬・箭川と、黒田莊関係の耕地だけにとどまらないで、公領にまで及んだことは注目される。没官田の内、作稻を刈り取つた一八町六反一八〇歩を除いて二七町八反一八〇歩の田は、前年七月七日の争いで恥を受けた郡司範輔の所領となつた。このことは、この刈田が前年の侮辱に対する報復であることを物語つてゐる（七三三）。また没官田四六町五反歩のうち、黒田莊民が直接に耕作していたものは二四町五反一二〇歩にすぎなかつた。没官田がそのほか二二町歩にも達したことは、莊民以外の公民が莊民とほぼ同じほど国司への反抗に参加していたことを示している。

国司・郡司がこのように強く圧力をかけたのに対して、東大寺と莊民は、国司が東大寺に封米を引き渡さなければならぬ立場にあることを利用して、官物不納を正当化し、長期に国司を苦しめる作戦に出た。元米、東大寺は伊賀國で封戸一〇〇戸を持ち、錢四、六〇八文、米二八七石三斗一升七合二勺五才・油一斗六升一合の封物（七三三）を国司から受領する権利を保有していた。天曆四年（九五〇）の当時、

東大寺は、伊賀国の阿拝郡で六〇戸、伊賀郡で四〇戸の封戸を有し、封物として、調糸・庸米・租白米・油・日功銭・養米を所定の量だけ受領することになっていたが、実際は代米をもって納入されていた(二五三)。その量も長保二・三(一〇〇〇〜一)の兩年分で六四七石一斗五升二合と定められており、税所から東大寺に納入された(四一五)。国司と東大寺の間に紛争が激しくなった天喜三年(一〇五五)当時では、封米は毎年三〇〇余石と概算されていた(七三七)。当時国司がどのようにして荘園・公領から封米を徴収していたかは不明であるが、最初に封戸が置かれた阿拝郡では、前記の阿波守藤原方枝が元慶年間(八七七〜八五)に開発したという湯船荘が、反別一斗三升の租米を負担することによって、東大寺御封代に随補された、と称している(一四五)。この主張がどこまでさかのぼって認められるか、他に史料がないので、決定は困難であるが、少なくとも国司守経以前の状態であったことだけは確実であるから、^⑧それをもつて守経当時の封米徴収の一端を推すことができる。伊賀郡に置かれた封戸のなりゆきは不明であるが、守経の時代には、当初は封戸が置かれていなかった名張郡でも、黒田荘

の周辺で東大寺の封米を負担する慣例が生じていた(七三三)。東大寺と荘民は、この慣例を足がかりとして、国司を苦しめたのである。

守経は名張郡入部のあと、^⑨東大寺へ赴き別当有慶に会い、黒田荘民が官物を未進し、国司に反抗することなどについて話しあおうとしたが、有慶はこれを拒否し、所定の年三〇〇余石の封米の納入を強く要求した。守経はそれに対して、慣例によって封米は黒田柚辺で進納する予定である、と答えたが、有慶は承知せず、玉滝などの住民に課して封米を進納することを求めた。有慶が強くこのことを要求したのは、国司らの強圧によって名張郡一郡が損亡し、その住民は封米の負担にたえられない、というのが理由であった。国司としては、損亡と関係のない百姓に割り当てて納入させることを考えていたので、あまりにも意外な有慶の要求に対して、その実行を猶予した。有慶は、封米の納入が遅れていることを理由にして、黒田・玉滝両荘民に対して、かれらが耕作している公田の官物を国司に納めてはならない、と指令した(七三三)。黒田荘内の黒田・大屋戸両村でも、国司に対して所当官物の納入を拒否し、有慶と守経

はその是非について太政官で争った(七五〇)。このようにして国司と東大寺は正面から衝突し、封米・官物はともに納入されず、その量は官物で二、〇〇〇余石に達した(七三七)。莊民も国司の強圧を恐れて隣国や山林に逃散するものが多かった(七三三)。

天喜二年(一〇五四)に黒田莊を中心にして起きた国司対莊民らの衝突の事実を詳しく紹介したのは、それに引き続いて翌三年の正月から玉滝莊でも国司と莊民が武力をもって衝突したからである。その経過については、小野守経がこの年の十月九日に東大寺別当覚源に送った書状(七三三)に基づき竹内博士が述べているので(AC二七七)、詳説することを略し、国司に反抗した主体が「負名」と呼ばれた田堵・名主であったこと、かれらは、《国司にせよその使者にもせよ、それらが莊内に立ち入った時は矢を放って抵抗せよ。》との別当有慶の命を受けている、と称したことをあげるにとどめておく。正月中旬と二月三日の二度にわたって玉滝莊民から意外な恥辱を受けて退却した守経が、かれらになにの報復もせず、太政官にこの事件のいきさつを報告し、その指示を待っていた、とは考えられない。必ずや武力を

整えて三度玉滝莊に出張して莊民をこらしめた、に相違なからう。天喜四年(一〇五六)三月十日の玉滝松工等解(七六七)に、当時の国司守経が柚人の住宅を焼き払い、耕作している田畠を損亡したために、松工らは逃散した、とあるのは、このことをさしたものと推定される。

管内の名張・阿拝両郡で莊公両民の強い抵抗を受けた守経にとって心外であったのは、うしろだてと頼む太政官が守経を支持する態勢を一向に示さないことであった。検非違使庁は在庁官人七名の出頭を強く要求し、それらを一〇〇余日も拘留した。それに対して玉滝莊民は五、六名が喚問され事情を聴取されたのみで、拘禁されなかった。伊賀国司と東大寺との争いで、太政官は当初から東大寺を支持したが、莊民との争いでも太政官は国司を支持しなかったのである。莊公両民の国司に対する反抗の氣勢がそれによって高まったことは言うまでもない。現任の椽の豹為頼が射害され、国司配下の下人の宿舎に放火される、という事態も発生した(七三三)。守経としても、なんらかの局面打開策を講ずる必要に迫られた。その時に東大寺別当有慶が退任して、新しく覚源が補任された。守経はこの機会を捕え

て覚源に接近を図って、天喜三年（一〇五五）九月八日に書状（七三三）を覚源に送り、有慶の非横を訴え、今後は争いを中止すべきである、と述べた。覚源はそれに対して翌月五日に御教書で答えたが、その内容は不明である。守経は、すぐ九日附の書状（七三三）でそれに答えたが、それには黒田・玉滝の両荘をめぐる東大寺との争いについての国司側の基本的立場が明らかにされている。その第一は、柚周辺の集落に居住して柚人と称しているものも、事實は国司の管轄に属する公民であり、その耕作する田畠は全部公地であると主張することである。守経のこの主張は、玉滝荘内外の開発田が国司の協力によって造成された事実から推すと、なんらかの根拠を持つものと言わなければならない。守経はまた第二の主張として、玉滝柚の周辺や鞆田・湯船などの村人は、柚に雇われて集まってきたものであるということとを強調する。これも柚工が特殊の技術者であり、修理職が入造していたあとを東大寺が引き受けて、再出発した柚であることから、一応首肯される主張である。守経は覚源に対してその苦しい立場を説明したが、これだけで覚源が国司と抗争する態勢を解いたとは考えられない。覚源から

要求を提出し、守経がそれを認め譲歩することによって、始めて妥協は成立する。両者の間にこのような折衝が行なわれたことを証明する直接の史料はないが、守経の書状が覚源に送られた直後の十月廿八日に玉滝柚でも柚工らが国司の別当・惣檢校らと連署して、覚源に解（七三六）を送り、日記に載せ進めた四箇条の要求はすべて事實であるから全部裁定せらるべきで、もし不可となれば柚としての大愁これにすぐるものはない、と訴えた。このことは、ことによると、守経と覚源の話し合いによって、さきに柚から提出された四箇条の訴訟が将来、却下されるかもしれないことを柚側が恐れていたことを示すものかもしれない。それはともかくとして、その後まもなく国司と柚との間に連絡がついたことは事實であって、柚司らはその年の十一月廿日に解（七四三）を国司に提出している。柚司らはその解のなかで次のように要望した。《治田以外は、租米を国司に納むべきであるが、租米は封米に充てられた前例もある。ことに今年には柚工のなかで一人も作手を置いたものはないのであるから、租米は全部寺家方の封米に充て、それも材木をもって東大寺に弁進したい。》この柚司らの要望について

は、竹内博士が早く、「況乎、今年一人工等不置乎作手者」の解の本文を引用しているが（BC三七八）、特に説明を加えていないし、その後の研究でもこの事実は無視されている。

しかしこの文書は、袖工が作手を置いていたことを証明する最初の史料として注目すべきである。作手を置く以上、耕作は作手にまかせたとすべきであろう。袖工は私領主として作手から加地手を徴収していたのではないか。その点については、のちに論ずることにして、袖工は耕地を自作するのが本来の生態であるか、それとも他の農民に賃貸して地子を収めるのが普通であったかの論は、この史料の存在によって、賃貸説が有力になることは明らかであろう。従来の袖工に対する見解は、石母田氏の寺奴説か竹内博士の作人説だけであり、戦後の新しい研究でも特に注目すべき見解は展開されていない。^⑤ それには理由も存するのであって、この史料とならんで、当時の袖工が耕地を自作していたと推定させる史料がほかに存在するからである。その第一は、前記の玉滝袖司等解（B三）に続いて、玉滝袖湯船・軈田等四村袖工が翌年三月十日に東大寺政所に提出した解（七六七）である。この解は、前にも引用したが、袖工らはそ

のなかで、国司守経の暴状を訴えて次のように述べている。「当時の国司先例に於て背き、恣に袖人之住宅を焼亡し、作る所之田畠等を損滅し、安土〔増〕せ令め不れ者、袖工等跡を山林に於て交へ、御寺の例役を勤仕し難し。殆んど身命を亡ぼす可き乎。然れば即ち国司の所為甚しく以て左道也。」ここに引用した部分から袖工自作説を展開することは、決して誤りではない。しかし注意すべきは、この解で「作る」と言っている行為のなかに含まれるのは、自作だけではなく、そのほかに作手を置いて田畠を耕作させる場合もありうることである。自作か賃貸かを決めるには、さらに史料を求める必要がある。ここではこの年に袖工が作手を置かなかつたことは、違例とされている事実を指摘するにどめておこう。

守経と覚源との直接交渉によって、黒田・玉滝兩莊の紛争は解決するかに見えた。黒田莊についても、守経は天喜三年（一〇五五）十二月九日の庁宣（B三五〇）をもって、名主（七八一）であり田堵でもある久富に対して、前年納入されなかつた黒田・大屋戸兩村の作田四八町七段二〇〇歩の所当官物を国司に納めることを命令し、東大寺の封米も便宜に

よって弁進するように指令した。久富は「負名」として国司に對して官物の徴収を請け負っていたものであろう。^⑩ 国司の所当官物徴収に對して翌年三月廿七日に黒田莊の莊司藤原政頼・庁頭掃部延時・物部時任が連署して解(七八三)を国司の使者に送り、去々年の刈田によつて封物に充當する物資がないことを訴え、二五五石の封米の免除を要望した。

守経はそれを拒否し、《今度徴収の官物は、去々年の紛争で収公された田の分を含んでいない。黒田・大屋戸など、柚内の村に居住する雜人が自分で收穫した分の田に對して、徴下したものである。》との大判官代桃原久与・目代学生紀名不詳の勸狀に基づいて、封米の弁進を改めて指令した。守

経は、このように強い態度を示したが、他方では、莊民が未納の天喜二年(一〇五四)の所当官物を納入し、それによつて国司が東大寺に引渡の義務を負っている封米に充當することが実現するならば、莊民が必要とする公郷田畠への出作を許可するむねを黒田柚司に伝えた(七八三)。守経はその庁宣のなかで、「庄内者田畠無し。何を以て存命之便と為さむ。公郷者制止を加ふ。誰に依り耕作之所を得む。」と述べたのは、黒田莊民が莊田の耕作のみでは自分の生活を

維持することができず、公郷への出作が必要であつたことを強調したものである。現地で両者和解の交渉が進んだのに対応して、中央でも閏三月廿六日の官宣旨(七八九)をもつて東大寺に對して、《板蠅・玉瀧兩柚、黒田莊の四至を定め勝示を打ち、国使不入・雜役免除の特典を与える》ことを伝えた。

守経としては寺家・莊民との和解の必要を痛感したのであつたが、それを成功させるには、莊民の公田出作を認めるだけでは不十分であつて、もつと考慮すべきものがあつた。その点の用意を欠いた守経のこれまでの提案が、相手の覚源を納得させる力に乏しかったのは、当然であつた。覚源からの御教書に答え、天喜四年(一〇五六)十一月十一日に覚源に送つた守経の書狀(七八三)は、その点で注目される内容を持っている。従来の研究で、この書狀に注意したのは中村博士だけであるが(八五三)、博士の論も肝心の和解の条件に及んでいない。このようにこの書狀は注意されていないが、紛争の一方の当事者が提示した解決策として、もつと注目されてよいものである。

守経はまず、おそらく東大寺を通じて提出されたと推定

される二通の申文に対して、自分の立場を明らかにした。

この二通の申文のうちの一通は、国司が先例にそむいて治田の地子を徴収したことに對する抗議である。この治田は、(七四七)に見える治田と同一のものかもしれない。いま一通は、国司が幹了使^⑩を所々に派遣して種々の雜物を賦課しているのを停止することを要求したものである。この二通の申文に対して、守経は次のように答えた。『諸事公私を論ぜず、文契を守つて処置する。御寺の柚も、往昔からの寺領であるから、山中で狼藉が起きた場合、それを東大寺が制止するのは当然である。国司としては、柚山の自治を認めるが、柚のふもとの地帯は、現在のところ証拠書類がないので、一步でも寺領とすることはできない。いまとなつては、繪旨が下されて公領であることを免除されることがあつても、また昔からの免田である証が明白となつても、国司としては、それを認めることはできない。伊賀国の本田四、〇〇〇余町步で定数の済物が少しも軽減されないのに、臨時の大事はますます多くなつてゐるからである。柚は一昨年から理由のない事件が生じてゐるが、よく考えてみると、寺家のためには無益のことであり、国司にとつても損

である。国司は射害される危険も存するし、二、〇〇〇余石の官物も納まらない。その上に東大寺の封米六〇〇余石を支払うようになると、国司の損害はさらに大きくなる。

しかし一方の柚の住人にとつても国司と争うことは得ではあるまい。あるものは山林に逃げ込んだり隣国に逃散したりしてゐる。国司・寺家の双方で一時の責任を免れるために朝廷に訴へてゐるが、まことに無益のことである。『守経は大略このように前置きしたあと、「道理之帰する所」として、次のような妥協条件を提示した。

その骨子は、柚辺の田畠の官物は国司に納めることにするが、国司も手心を加えて自分で徴収しない、ということにある。ことばを変えて言うと、国司は、東大寺や莊民らが柚内外の田畠對する国司の支配権を承認することを条件として、その地区の自治納税を認めよう、というのである。したがつてその地区の作人は、まず一方の、おそらく私領主と推測されるもの（そのなかには柚工も含まれていたであろう）に對して加地子を支払つたのちに、自分で済物を国司に納めればよい。守経はこのような妥協条件を提示したが、樹木が繁茂してゐる山中について東大寺が狼藉を制

止する権限を有していることを認めたことと、ふもとの耕地について自治納税を許したことは、最大限度の譲歩であった。守経としては早期に事態を收拾するために、これだけの譲歩は必要である、と考えたに相違ない。

守経は和解条件を提示したあと、さらに覚源に対して板蠟柚について次のように所存を述べた。《柚の住人らが公田の耕作をこの春に申請した、と聞いて、耕作させるむねを発令した。守経としてはそれによって黒田荘民らの反抗が中止されるものと期待したのであるが、それが裏切られ、柚の住人らは依然として不法を改めない。かつてに公田の稲を刈取って柚内に運び込み、国使に会おうとしない。検田・収納などのことは、どの荘園・公領でもみなその役を勤めている。伊勢太神宮の神戸の住人でもこれらの役と官物を沙汰しており、別に朝廷などに訴願をしていない。公田を耕作するものは、進んで官物を弁済するのが当然なのである。ところが板蠟柚では官物備進を拒否している。これは、この柚内に犯過の類が多く隠れて住んでいて、その中には、かつて板蠟柚の公田の官物を催促するために郡司・書生を派遣した時にかれらを射害しようとしたものも多く

混じているからである。守経としては、東大寺の封米を割当される所領として国司が指定した所領から、封米が規定のとおりに納められるなら、柚ごとに公田を囲い込むというような狼藉は生じなかつたであらう、と考える。国司としては当然、このような非法を糺明しなければならぬが、もしそういうことになれば、東大寺や荘氏はきつと国司の非横を訴願するであらう。だが、現実には、東大寺の禁止をばからずに、国使や書生らに対して暴行しようとする暴民がいる。守経としては、明日のうちにも現地に出張して是非を糺明するつもりである。板蠟柚のふもとの公田は毎年の馬上帳に四〇余町歩も登録されながら官物を弁済しないが、このようなことは、玉滝荘でも見習って、朝廷に訴願するようになるかもしれない。中央の政理に変更がなく検非違使庁の大法が依然のとおりに、暴民の行動を看過するなら、管内の公民のために射害されようとしている国司はどうなるのか。身を入れる場所もなくなるであらう。荘公民らは前年の春に鞆田で国司を襲撃してからは、射ることをもって習いとしている。以前ならば詔使に反抗したものは国司が八虐罪に処したものであるが、現在では、

その国司が逆に射害されようとしている。まことに末法である。守経はこのように感慨をもらして、長い書状を結んだ。

守経書状の説明は少し長すぎたかもしれないが、十世紀から十二世紀にかけて激しく行なわれた国司・莊園の抗争において、国司側の立場を明らかにするものとして、これほど適切な史料はない、と考えるからである。守経の具体的な提案に対して、覚源がどのように答えたかは、興味ある問題であるが、覚源の書状は、案も写も残っていないので、残念ながらその詳細を明らかにしえない。ただ守経が強調した検田・収納については、覚源が守経の書状を受取った直後の天喜四年（一〇五六）十一月十三日に、東大寺の政所が下文^(B三)をもつて黒田・笠間の莊々に対して検田使の発向を知らせ、検田収納を例にまかせて勤むべきことを令しているのが注目される。これが守経の書状とどのように関係するかは究明を要することであり、発向した検田使の性格・所属も明白ではない。従来の研究では、このようにして発向した検田使は寺家所属のものとして解されることが多かった、と考えられるが、この場合は、国検田使と解

するほうが事実にあつてゐるかもしれない。なぜかという、黒田莊でも、東大寺と協調的であつた国司公則が在任した永承四年（一〇四九）の前後は国検田使の東大寺領莊園への入検が平穩に行なわれていたからである。東大寺がその停止を望んでいたことは事実であるが^(六三)、寺家が實力で国検田を阻止したりすることはなかつた。太政官は天喜四年（一〇五六）閏三月廿六日の宣旨^(七三)をもつて黒田柚などに対して国使不入の特典を認めたが、その範圍は、柚の中心部である森林地帯に限られていたと見るべきであり、それ以外の耕作地帯を検田・収納するために国使がそこに立ち入ることは許されていた、とすべきであろう。事実、国使不入には国検田使を含まないとの解釈が支配的であつた^(九七)。

東大寺が黒田・笠間の莊々に対して、発向の国検田使の所勘に従うべきことを令したあと、ほぼ半年して、天喜五年（一〇五七）六月廿八日に伊賀守小野守経は、名張郡司に符^(八六)を送つて、忠春以下一五名に対して東大寺封米として前年と当年の兩年分一九六石五斗一升五合の准米を割当するむねを明らかにした。一五名のうちには、三年前に

黒田村莊屋で郡司らを捕えようとした時任も含まれている。守経はまた同日附符(八五九)を郡司に送り、東大寺兩年の封米として、黒田住人名作田三七町八段一二〇歩の所當官物の内から米一六三石八斗五升と穎二、六八五束一把(一)米一三四石二斗六升を支出すべきことを命じた。翌七月五日附の覚源あてと推定される伊賀守小野守経書状(八六一)によると、去年の濟物は、太政官からまだ裁報がなく、国司のもとに弁進されていないが、東大寺の封米は、現世当世の利益を仰いで特に弁濟する、という。東大寺がこれを好感をもって受け取ったことは想像される。守経の東大寺との和解運動は、このころになって、ようやく軌道に乗ったかに見えたのであるが、永統はしなかつた。衝突の原因は、官吏生の伴成通が宣旨があつたと称して、国司の守経に無断に、勝示を打ち黒田柚の四至をかつてに決定したことである。守経は天喜六年(一〇五八)正月八日に序宣(八八三)を名張郡司に与えて、成通の行為を激しく非難し、打ち立てた勝示を至急に抜き捨てべきことを命令した。成通が得たと称する宣旨は今日現存していないので、詳しい事情は不明であるが、天喜二・三兩年の国司對東大寺・莊民の衝

突以来、東大寺側を陰に陽に支援し、官物・封米の弁進についても長く裁報しなかつた太政官が、この時になって、または東大寺側に有利な判定を下したに相違なからう。その結果、前々年の閏三月廿六日の官宣旨(七三七)で決定した四至を改めなければならぬ事態が生じたのかもしれない。^⑩守経は序宣のなかで成通の行為を責めて、前司棟方の時は勝示抜き捨ての使として下向しながら、自分の任中には打ち立ての使となり、「兩度之使節、既に其の心を得不。」^⑪と言ひ、さらに天喜三年(一〇五五)に諸国に下された宣旨に、「事を寺社に於て寄せ、公地を以て庄園と謀り成す之輩は、早く其の身を擲め進めよ。若し其の力及ば不れ者、姓名を注し申す可し。」とあつたと主張し、郡司に対して成通を逮捕せよと指示せんばかりの高姿勢を示した。しかし、守経にはその姿勢を守り続ける力も決意もなかつた。結局のところ勝示は打ち改められ、玉滝柚でも国司の報復を恐れてそれまで他所に逃散していた住人も安んじて柚に復帰するようになり、荒野を開墾し耕作が始まつた(八八七)。敗北を喫した守経は、この事件の直後に退任した。^⑫

五

小野守経のあとを受けて伊賀守となったのは、藤原資良であった。かれは天喜六年（一〇五八）から康平七年（一〇六四）まで国司として在任したが、その間に行なったこととして、東大寺文書に記録されているのは、玉滝・黒田兩袖に造興福寺夫役を課したことと（B三・九三）、守経の時に収公された湯船莊を、藤原頼通の命によって、改めて存立を認めたことである（B三・一四一）。第一の造興福寺夫役を課したことについては、中村博士は、守経が玉滝・黒田兩莊民への報復に興福寺の威力を借りた、と解しておられる（A四一・一）。これは注目される見解であるが、守経が退任したのは天喜六年（一〇五八）であり、興福寺が炎上した康平三年（一〇六〇）五月四日をさかのぼる二年以前であるから、守経が造興福寺夫役の賦課を直接に企画した、と解することはできない。博士は造興福寺夫役の免除を申請した康平七年（一〇六四）四月十六日の東大寺の奏状（B三・九三）に所見の「前司」を守経と解されたので、このような見解を持たれたのであるが、この「前司」が守経でなくて資良であることは

確實であるから、賦課の当面の責任者は資良であったに相違ない。

さて玉滝・黒田兩袖に課された造興福寺夫役の実体であるが、文書に見えていることだけでは、それを明らかにしえない。普通の場合は、袖に賦課された夫役を現夫か物資で弁済するのであるが、この場合は、それと異なった点もあつたようである。もちろん夫役もあつて、袖工らは興福寺の袖に雇われそこで働かなければならなかつた（B四・一四三）。東大寺としては、天喜四年（一〇五六）以来、文書に載っているだけでも（B三・八八）・（B三・八九）・（B三・九〇）と、相当の規模の伽藍修理をしており、全面的修理の時期も迫つていた。その時に所属の袖工夫が造興福寺役に雇仕されたことは打撃であつた。東大寺は康平七年（一〇六四）四月十六日の奏状で造興福寺夫役免除を要望し、太政官は同月廿三日の宣旨（B三・九三）でこれを認めた。しかしそれは実際にはなかなか効力を発しなかつたようである。伊賀国の東大寺領が造興福寺夫役から解放されたのは、この時から三六年後の康平二年（一一〇〇）であつた（B四・二）。前後四〇年も続いた國役が東大寺の莊園経営にとって大きな負担であつたことは、

特に指摘するまでもなからう。のちに伊賀国司が主張したところによると、康平三年（一〇六〇）の興福寺炎上以後、その復興を担当する作事所は、伊賀守が造興福寺次官として主宰し、復興の工事が終了するまで前後六〇余年間、伊賀国に所領を持つ齋宮・伊勢太神宮・齋院・延暦寺・慈徳寺・五智院への済物支払を停止した、というのである（B五・一）。なおこの夫役については改めて問題が生ずるので、のちに再び触れるつもりである。

資良在任当時の玉滝荘で注意されるのは、柚内湯船村工藤井有武が康平元年（一〇五八）九月卅日に解（B三・五）を東大寺に送って工らが荒畠に植えた芋に対して、国司が耕地を国領とみなして課税する、と訴えたことである。事がらは小さいが、国司がなおも柚工関係の耕地を公領と考えていたこと、柚工が耕地を自作または賃貸していたことを証明していることで、注目される。

資良に続いて伊賀守となったのは藤原康基であったが（B三・一）、有名な後三条天皇の荘園整理は、おそらくその任中に行われたものと推定される。玉滝柚も本公験の提出を命ぜられた（B三・一）。黒田荘に対しても同じく提出を命じ

たと推定されるが、史料はない。この荘園整理は、社寺院宮・王臣家の荘園であって、寛徳二年（一〇四五）以後の新立になるもの、地味のやせたのをきらって肥えた土地と交換したもの、公民を駆使して公田を囲い込んだもの、定まった坪付のないもの、以上の条件に該当するものを調査してこれを整理し（B三・九）、さらに往古からの荘園でも、文書が不明で国務の執行に妨げとなるものは同じく停止した（B三・一）。玉滝荘も黒田荘も寛徳二年（一〇四五）以前の立荘であるから、問題はないように思われるが、公田の囲い込みなど国務を妨げた事実のあったことは確実であるから、記録荘園券契所の勘注には興味ある結論が出ていたかもしれない。残念なことに、東大寺領の勘注の結論が知られているのは、美濃国大井・茜部両荘に限られ（B三・一）、他の荘園に関するものは、すべて判明しない。

資良・康基のあと伊賀守になったものは、藤原親房（B三・八〇五）・藤原清家（B四・一）・源朝臣（B四・九）・小槻佑俊（B四・二）・惟宗孝言（B四・一）・高階遠実（B四・七）・藤原孝清（B四・一）・源家俊（B五・二八〇七）・高階為重（B五・一）・源憲明（B五・二五〇）・藤原為量（B五・二六六九）・藤原光房（B五・二）などである。

親房・清家の任中は、資良・康基の任中と同じく、東大寺と国司の間には目をそばだたせる事件はなかった。伊賀国としては大役の興福寺造管が大きく影響して、両者の衝突が回避された、としか考えられない。しかし何も行なわれなかったのは外面だけであって、莊園の内部に一歩立ち入って見ると、莊園経営の面で新しい動きがきざしていた。その第一は、荒田の開墾が新しく始まったことである。そのなかでも代表的なのは、名張郡築瀬郷の荒野の開墾である。この郷は藤原実遠の旧領の一であって（七六三）、東大寺別当有慶に譲進されたが（〇二九）、有慶は治暦二年（一〇六六）三月十一日の下文（〇三二）をもって、丈部為延にこの郷の荒野の開墾を命じた。有慶が為延に提示した条件は《開発後三ヶ年間の地利を免除する。それ以後の官物は国司に納め、反別一斗の加地子を領家すなわち有慶に納める。作手は為延の子孫が相続する。》以上の三ヶ条であった。丈部為延の開発については、竹内博士が注意し（九二八）、中村博士も詳論されたが（六三三）、為延と同族と推定される丈部近国が名張郡司となり、その子孫が築瀬を本拠として武士として活躍したことが為延の開発を結び付け、その意

義を掘り下げて論じたのは石母田氏である（六二〇）。その論の出発点である、為延は開墾事業の成功に必要な労働力と生産用具の蓄積を持つ土豪的階級に属していたであろう、との推定には同感を覚えるが、重要な事実は、このように有力な土豪を用いて大規模な開発を企画した東大寺側が、国司側が徴収する所当官物よりはるかに少ないと思われる反別一斗の加地子の収入に満足したことである。天喜元年（一〇五三）の国司側との衝突以前に東大寺側が企画した箭川荘の荒野の開発は、所当官物を国司へ弁済することでは築瀬郷と同一であったが、領家の東大寺に対しては、国司から地子・臨時雑役の免除の特典が与えられていた（六五三）。東大寺はこの免除によって、作手に対して地子と臨時雑役を課することを得たのである。それと築瀬の場合を比較すると、後者の場合についての東大寺側と為延との契約には、雑役の弁済・免除の規定がなく、東大寺側は不利の立場に置かれている。当時の伊賀国では「土風之例」として、他人所領の田畠を請作するものは、加地子と雑事との勤めをすることになっていた（七四）。加地子は本来、私領主が取得するものである。それに対して領家は雑事・雑役を

課する。これが当時の伊賀国の内外で一般に行なわれていた事実である(六四・一)。そうなると築瀬郷で東大寺別当有

慶が段別一斗の加地子の徴収だけで満足したことは、とりもなおさず、有慶が私領主の地位に甘んじていたことを示すものである。治暦二年(一〇六六)の築瀬郷開発契約において、有慶が雑事・雑役の賦課を規定するのを妨げたものは何か。当時の史料でこれを明らかにするものはまだ見いだされていない。ややのちのことであるが、嘉保三年(一〇九六)七月廿三日に黒田荘下司是頼がかつて築瀬村に保有していた得丸名(改称して稱吉名という)について、東大寺政所を通じて伊賀国司に雑公事の免除を申請したことがある。国司はその願いを認めたが、造興福寺役に限って免除しない、と通知した(三六〇)。造興福寺役が免除されないなら、たとい雑公事を免除する国司の外題を与えられても、何も得るところはなかったはずである。治暦二年(一〇六六)は興福寺が焼失してから六年後であり、既に造興福寺役が玉滝・黒田両柚にも課されていた。この役の勤仕を第一とする国司が、雑事・雑役を徴収する権利を東大寺側に委譲するのに反対したことは当然推測される。築瀬郷

の開発に雑事・雑役免除が予約されなかったおもな原因は、造興福寺役であったに相違ない。

東大寺は築瀬郷の開発について私領主の立場で関係したが、箭川・中村の両荘では領家としてその経営を管理する立場にあり、その地位は明確に相違していた。箭川・中村両荘で注意されることは、国司が庁宣をもって公領・荘領の(私領主の所領・領知を保証(三〇八)するのと同じく、東大寺の政所が荘内に所領を持つ私領主の地位を保証したことである(一八〇)。私領主と国司・領家の関係を詳細に論じた石母田氏は国司・領家らが私領主の地位を保証したのは本来の態度であるか疑問である、として、表面はとにかく、現実には国司・領家が作人をして私領主に反抗せしめたことも考えうる(四〇)、としている。作人が東大寺の威を借って私領主に反抗し加地子を納めなかったことが明らかでない以上(一八〇)、石母田氏の主張はもっともと思われる。問題は庁宣や領家政所下文によって段別五升から一斗の加地子が保証されていた私領主の系譜である。八世紀以後の荘園経営において私領主に先行し、それに直接間接につながるものは何であるかの詮索である。

石母田氏が既に強調しているように(一〇二)、郡ごとに田屋を立てて佃を作人に割り当て、国内の人民をみな従者として使役した藤原実遠の所領経営はいわゆる直接経営であり、作人からは、加地子を徴収しなかった。その点で加地子の徴収に甘んじていた在京の私領主(一〇四・一)とは異なる存在であった。実遠の所領経営は父清廉のそれを受け継いだものであるが(一〇二)、この清廉について東大寺文書は、官が大藏大夫であって七十七歳まで生きながらえた、と伝えているにすぎない(一〇三)。『今昔物語』(二六)の清廉のねこおじについての有名な説話も、藤原輔公が大和守の時代のこととしているだけである。生まれた時期も系図もすべて不明であるが、『今昔物語』の大和守藤原「輔公」が「輔尹」の誤写であるとすると、輔尹が大和守に在任したのは、榮山寺文書によると寛弘三年(一〇六)以後であって、寛仁二年(一〇一八)以前である。清廉が活躍した時代は、それによつておのずから明らかになるが、それは京都では道長が権勢をほしいままにしていた時と一致する。石母田氏は清廉・実遠の所領経営のしかたから推して、かれらは平安時代初期の莊園関係の官符にしばしば見える「莊長」と同

じく、在地領主的性格を持つものとしている(一〇二)。石母田氏の論はさらに進んで、清廉・実遠の所領と作人は国司と領主との二重支配のもとにあったが、国司と領主の階級的利害は根本的に矛盾しないとして、領主の所當徴収に国司・郡司の権力の参加があつたことを強調する(一〇四・一)。

清廉・実遠の所領経営に国司らの権力による保証が実際にどのようなして行なわれたかは、いまのところ、東大寺文書で明らかにすることはできない。実遠の所領経営がその晩年に破局に陥つたのは、石母田氏が言うように(一〇三)、加地子を収取する私領主となるに甘んじないで、父祖以来の伝統である直接経営を維持したからであろう。在地領主は直接経営に失敗すれば、加地子収取の私領主に転落するほかに生き方はなかった。その意味で十一世紀後半から十二世紀前半にかけての私領主の系譜は九・十世紀の在地領主につながるかと考えてよいであろう。十一世紀から十二世紀の伊賀国東大寺領では、私領主または領主として、源仲子(一〇三)・藤原保房(一〇五)・院藏人(一〇七)・藏人君(一〇八)・藏人(一〇九)・藤藏人(保房)(一一三)・実登(一一三)・蓮覚(一一三)・春助(一一三)・藤原中子(一一五)・覚樹(一一五)な

どが所見する。かれらのうちには、他の私領主と同じく平素在荘しなかつたと認められるものが多かつた。しかし私領主のなかには、東大寺政所下文(二五八・一)に所見があるように、出作田畠二町あてに夫馬二匹の京上役を黒田柚人に課していたものがあり、「公田領主蔵人」のように材木の造進を東大寺政所下文(二九〇・一)によって保証されているものもあつた。このような私領主のうちには、少なくとも生活の本拠を私領の存在する荘園に置いていたものもあつたと考えられる。つねに在京して所領経営に積極的意欲を持たない私領主と、同じく領主といっても、生活の本拠を農村に持っていたものとの歩んだ道は、おのずから異なつたはずである。自領を直接経営する点では、在地の私領主のあり方は清廉・実遠に近いが、作人・作手的な一面を捨てない点では、おそらくかれらとも異なるものを持っていた。新しい時代造成のない手となるこの種の領主の出現・発展については、のちに改めて論ずることにする。

第三に注目されることは、黒田・玉滝両荘民の公田出作がこの時期に徐々に拡大したことである。最初に国司守經が黒田荘住人に命令して天喜四・五年(一〇五六・七)の東

大寺封米として米一六三石八斗五升、額二、六八五束二把を割り当てた時の住人の名作田は三七町八反一二〇歩であつた(八五九)。それが黒田荘住人の作田の全部であるか、公田への出作だけをあげたものであるかどうかは不明であるが、いずれにせよ、当時の黒田荘民の公田出作がさして広大なものでなかつたことは明らかである。それがのちになると、箭川・中村など東大寺が雑役課税権を持っていた地区を中心に、出作面積が徐々に拡大し、嘉保元年(一〇九四)には、伊賀国全体で伊勢太神宮と東大寺との荘民の荘外出作を通計すると、八〇〇余町歩に達し、そのなかでも公田への出作は七〇〇町歩を越えた、といわれている(三三六・一)。荘民も当初は平穩に出作を続けており、所当官物もさして未進をしなかつたようである。出作があまり広くなつたことが問題になつた嘉保元年(一〇九四)以前では、寛治二年(一〇八八)の黒田荘出作関係の官物未進として米一〇石四斗六升・額一、五九五束、玉滝柚内の官物未進として米一〇六石四斗二升二合三勺四才・額七二五束八把あつたことが伊賀国税所から注進されているだけである(二七九・一)②。国司も所当官物が納入されるかぎり、その耕作者が公民であるか、

または荘民であるかを問題にしなかった。玉滝柚の所当官物についても、永保三年（一〇八三）十二月廿日に国司庁宣（B四・三）をもって段別二斗あてにすることを認めた。従来は一段三斗が例であったが、この時に始めて二斗に減額されたのである。この二斗の減額は、のちに国司・東大寺の重要な争点になったが、当初は、玉滝柚からの申請に基づき、国司がこれを認可する形式をもって、実現した。二斗米がその後、玉滝荘だけでなく、黒田荘の作出でも実際に認められたことは寛治三年（一〇八九）九月廿七日の伊賀国税所注進状（B四・九）に所見がある。

これを要するに、国司資良から祐俊ぐらいまでの時期は、東大寺との間に深刻な争いがなく、表面はきわめて平穏であった。しかし一步、荘園の中に入ってみると、新しい情勢が在地領主と作手を中心にして徐々に形成されつつあって、次の時代の波乱に富んだ展開は、この間に第一歩を踏み出していたのである。

六

伊賀国での東大寺・伊勢大神宮領民の公田出作が改めて

論ぜられるようになったのは、最初の永承六年（一〇五一）から四三年後の嘉保元年（一〇九四）であったことは前述したが、問題再燃のきっかけとなった出作公田の所当官物の不納も、寛治二年（一〇八八）ではさして大規模なものではなかった。むしろ問題は加地子を取得する私領主と田堵との間にかもし出されていた。国司小槻祐俊は寛治八年（一〇九四）四月廿日に、名張郡に所領を持つ氏名未詳の私領主に書状（B四〇・二）を送って、次のように述べた。《田堵らは私領主が先例のない非法雑事を賦課している、と国司に訴えてきたので、庁宣を出した。道理のあることは庁宣がなくても、私領主として実施してよいが、今年の伊賀国は伊勢大神宮造替の役夫工米が賦課され、百姓が困窮している時であるから、しかるべきように処置してほしい。》祐俊はこのように要望したあと、まもなく退任したが、代った惟宗孝言は同年十二月十日に庁宣（B四・三）を名張郡司丈部近国に送って、《私領主藏人保房が徴収する加地子は、黒田荘から箭川・中村などに出作してきている百姓に限って、弁済させるが、公郷に居住する百姓には弁済させない。》と指示した。孝言が加地子についてこのように荘民と公民と

で取扱を異にしたのは、名張郡内の公田に作出している東大寺の荘民が公役を勤仕しないことが原因であった。当時の名張郡内の田地は、多くて三二〇町歩内外、そのうち実際に耕作されている得田は二六〇町歩内外であった、と推定される(五八・二)。序宣(三四・一)によると、公民の百姓が耕作している公田は二〇余町歩にすぎなかった。その他はすべて荘民の作出であった。またその時に藤藏人保房にあってた散位惟宗在判書状(三四・一)によると、定公田の加地子并済を今年に限って免除したのは、臨時の大役を賦課したからであり、来年からは、荘園・公領の区別なく加地子を私領主に弁済させる、ということであった。このように、公民・荘民の差別取扱の説明は、国司序宣との書状では異なるが、新任の国司孝言が当初から東大寺荘民に対して強い反感を持っていたことは、明らかである。その動機は、荘民の公役を勤めないことであった。このようにして、孝言の就任を転機として、これまで平穩であった伊賀国の両荘の状況は急にあらしの様相を呈してきた。

始まった。嘉保元年(一〇九四)十二月十七日の官宣旨(四三)によると、孝言は、前々司以後の新立荘園によって公田が三〇〇余町歩減少したと、伊勢太神宮・東大寺の荘民が作出しながら官物を納めていない公田が七〇〇余町歩もあることを理由にして、所当官物を段別六斗に引き上げることを太政官に要求し、この時に認められたのである。国司がこのように官物を倍加したのは、公田が減少し官物の収入が半減した、というほかに、もしそれによって官物の収入が増加すれば、従来は別途徴収となっていた造豊受宮役夫工・造興福寺舎屋料までそれから支弁する、という含みを持っており、その意味では注目されるものであった。しかし当時の国司の行政能力や勢威では、官物の倍加徴取が容易に実行しえたとはいえられない。おそらく伊勢太神宮・東大寺から強い抗議が出て、中止か骨抜きにされたに相違ないであろう。

孝言が第二に取った対策は、東大寺らの荘民が公領に保有する負田・名田を解消することであった。嘉保三年(一〇九六)五月廿七日の伊賀守下文(三四・一)によると、当時太政官から官使の惟清が派遣され作出耕地の調査が始まっ

ていたことが知られる。その時に出作の田堵が国司に訴えたことは、本来、国司の管掌に属しない畠⑤にまで官使らが立ち入ること、雑物を不法に没収することであった。官使の調査が孝言の予期しない状態にまで発展したことは、それによって明らかであるが、孝言の当初の目的が東大寺の負田・負名解消にあったことは次の史料から推測される。

同年七月廿三日に黒田柚出作稲吉から東大寺の政所に提出された有名な解(B四・一)によると、稲吉名はこの時に国司の命によって廃止されようとしていたのである。稲吉名は、東大寺側が始めには加地子徴収権しか保有していなかった築瀬村において、以前は黒田荘の下司であった是頼の名で設けられた負田二町歩を擁し、当時の名としては規模の大きいものであった。その稲吉名が国司によって停止されようとしたのである。稲吉は黒田荘の田堵が出作して設けた名であって、公民が公田において設立を認められた負田ではないこと、国司が得ている宣言には黒田荘の荘号があげられていないことを理由にして、名の停止に反対し、官物は、東大寺封米に充当した残りを必ず国司に弁済することを約束することによって、国役の雑公事を免除されんこ

とを求めた。孝言は稲吉の要望を認めたが、最も負担の重い造興福寺役の免除に応じなかつたことは、前述のとおりである。それにしても稲吉名の低姿勢が注目されるが、のちに東大寺と在庁官人の間で築瀬村などの出作が論ぜられた時に、孝言が国司として在任中に国中の軍兵を發遣して築瀬村住人を逮捕し請文を強請した、と東大寺側が訴えたことがある(B五・一)。おそらくこの時のことを言ったものであろう。

孝言は永長元年(二〇九六)まで国司として在任した、と推定されるが、その在任中には、当然のこととして、東大寺・荘民の反抗が激しくなり、国司が差し向けた検田使を拒否し、官物を納めなくなった。当時の黒田・玉滝の両柚の荘民が出作している公田は三八〇余町歩になり、その所当官物は米一、一四〇余石・絹三、八〇〇余疋であった(B四・一)。その不納が国司にとって大きな打撃であったことは、改めて言うまでもないことであった。

東大寺は、このようにして国司孝言の出作抑制に対しては、荘民の官物不納をもって対抗したが、孝言が永長元年(二〇九六)に退任し、国司として高階遠実が着任すると、

東大寺は国司の寺領負田抑制を積極的に封ずる新しい方法を案出した。それは、黒田・玉瀧の両柚人に解状を作らせ、柚人の立場から見た封米の意義を中央の太政官に知らせ、負田の存在が柚の経営維持に絶対に必要であることを認識させよう、としたことである。従来も柚司が国司に解状を提出したり、柚工が東大寺政所に文書で訴えたことはあったが、中央の太政官に進達されることを予想して、柚工の基本的立場を文書で明らかにしたことは、現存の史料によるかぎり、この時以前にはなかった、と思われる。この時に東大寺政所に提出された解も原本は保存されないので、永長二年（一〇九七）正月廿一日の東大寺解^(B四・三七三)にその主文が取められているにすぎない。したがって解状を作製した主体が柚工なのか、耕作農民なのか、それとも柚司などの管理者であるのか、重要な事がらが不明なのは残念である。それにしても、出作の是否の判定の理由のなかに柚工の立場が取り上げられたことの意義は大きい。柚人らの解の要旨は次のようなものであった。《柚人らは昔から寺領負田を耕作しているが、その目的は負田の所当官物をもって東大寺の封米に充当し、柚工らはその封米をもって柚工

らに公給される食料とし、それによって東大寺の修理用材を供出することにある。このようなことが由来することは既に久しいものがある。ところが去年すなわち永長元年（一〇九六）の作田の地千米は柚工の公食として既に支出が終ったのに、にわかに造興福寺料と称して、国司がこの地千米を抑留したのは理由がわからない。柚人らの憂いは、これ以上のものはない。今後はなにを功力にして、東大寺修理の大小の用材を貢納すべきか。》

柚人らの解で注意されることは、この時に柚工に支給される食料を問題にしたことである。最初に明らかにしたように、柚工に食料が支給されたのは奈良時代の柚であったが、平安時代中期に設立された玉瀧柚では、代って田地開墾を国司から許可された。柚工は、これらの田地を一部自作したであろうが、大半は他に賃貸して、その地子によって生活を維持し柚工としての義務を果たした。したがって平安時代中期以後の玉瀧・黒田阿柚では、柚工に公食が支給されることはなかったはずである。支給を裏づける史料も見いだされていない^⑧。それがこの時になって柚人の解として公食支給を強く主張したのはなぜであろうか。基本的

な理由としては、柚で働く柚工が実際にそれを希望しことがまずあげられる。しかしそれに加えて指摘しなければならぬのは、東大寺荘民らの公田出作が当初予測された以上に広大な面積に達したため、三六一石あまりの封米（B四〇七）に充当する、というだけでは、出作田地の所当官物の徴取を拒否する理由としては不十分となったことである。

そこで東大寺では、奈良時代の柚や、現在でも東大寺の工事現場で行なわれている食料支給（B三三六）をとりあげ、それが当時の玉滝・黒田の柚内でも現に行なわれている、と主張して、それによって官物不納を正当化しようとした、と推測して、おそらく誤りないであろう。東大寺は、この柚人らの解状を基にして、永長二年（二〇九七）正月廿二日の解（B四三三）をもって次のように太政官に訴えた。《資良・康基などが国司であった時に興福寺を再建することになったが、東大寺の封米は他から妨げられることなく、寺家負田の所当官物をもって、それに充当した。その例は数えきれないほどである。これは国司にとって損がなく寺家にとっても便益であったからである。それであるのに、今になって昔からの慣例を改めるのは理解できない。先例に従っ

て宣旨を国司に下し、伊賀国の東大寺封米をもって東大寺の負田の所当官物に転用充当することにし、それを柚工の食料にしたい。》

東大寺のこのような主張に対して、国司遠実は二月三日に陳状（B四三三）を提出して、次のように答弁した。《寺領負田の官物を東大寺の封米に転用充当することは、新任なので、詳しいことを知らないから、在庁官人に聞いて、先例どおりに実施するつもりである。ただし玉滝・黒田両柚の寄人らが出作している公田は、在国司からの報告によると、既に三八〇余町歩に達し、その所当官物は米一、一四〇余石・絹三、八〇〇余匹となるはずであるから、封米に充当しても、なお余剰があるはずで、余剰は国司に納入すべきものである。柚人らは前司孝言の時から検田使を受け入れず、官物を弁済しないが、遠実としては、まず検田を行ない、先例によって諸事を実施し、官物を徴納する。得た官物は興福寺の造営の用途に充当したい。》太政官も遠実のこの当然な主張を認め、田数を検注し、官物は先例によって封米に充当し、その残りを国司に納めることとした（B四三三）。東大寺が出作田の所当官物をもって柚工の食料に充当する、

という主張は却下された。

隠岐守平正盛が玉滝荘内鞆田の一部の住民と組んで鞆田・山田にわたって一五町歩の六条院領の鞆田荘を設置したのは、この裁定が行なわれてから四ヶ月後であった。このことについては過去にすぐれた研究^⑤がなされ、それが今日の玉滝・黒田両荘研究の導火線となったのは周知のことであるから、それを細説するのはさしひかえよう。一つ強調したいことは、せっかく東大寺が柚人らの解まで中央に提出して、出作公田の官物不納を正当化しようとしたことが失敗し、この二三年拒否した検田も宣旨によって強行されるようになって、従来東大寺に一边倒であった玉滝荘民のなかにも、東大寺の勢威に疑いを持つものが生じたことである。柚人らが以前と同じく東大寺を信頼するかぎり、平正盛に追従して新荘を作る、という事実が生起するはずはないからである。しかし考慮を要することは、正盛に追従したものが鞆田に家地を持って居住し畠を耕作し山田村の田地に出作したからといって、それだけで、かれらが東大寺の荘民である、とは言いえないことである。公民も鞆田村に居住したはずであり、他荘民が存在した可能性も現

に存するからである。したがってもう一つ突込んだ考証を必要とするのであるが、六条院領立荘の史料としては永長二年(一〇九七)八月廿五日の六条院領田畠坪付(三B四二)のみと言ってよい状態なので、^⑥それを成し遂げるのは困難である。それでも、その坪付に見える作人や字名のうちで山田村に出作している作人のうちの行照と鞆田村の伊勢道というあざなは寛治三年(一〇八九)十一月二日の僧覚増湯船莊田坪付(三B四一)にも見えている。正盛の立券した鞆田荘と覚増の湯船荘が関係の深いことは、それでも明らかである。この湯船荘は玉滝荘と同一の荘でないが、交渉が密接であることは前述した。正盛の鞆田荘に東大寺の荘民が参加したことは、誤りないであろう。東大寺は、のちになつて、正盛がこの時に立券した鞆田村の畠は、大威儀師仁静が玉滝荘の荘務を執行していた時に、封米未進の輩から弁進させた一六町歩の畠のうちである、と主張した(三B五八)。^⑦正盛の鞆田荘立券に対して、東大寺がどのような対策を講じたかについては、設立当時の史料がないので、的確なことは判明しない。ややのちの永久三年(一一一五)五月廿五日の東大寺解(三B五九)に記載されていることによると、

正盛の六条院領頼田荘の設立を認めた宣旨には神社・仏寺の所領を除くべし、とあったのに、東大寺領だけがその中に囲い込まれたのは、立券に立ち合った官使則元が東大寺に要求した使料米一二石の支払を東大寺が支払を拒否した、そのしかえしであった、ということである。この話がどこまで真実を伝えているかは問題であるが、たとい事実であるとしても、荘民に正盛に接近する意図がなければ、立荘は不可能であつたらう。東大寺が頼田の領有をまもなく放棄したのも、そのためであつた。天仁二年（一一〇九）九月廿六日の官勘状（B四〇一）に引用の東大寺家陳状に「但馬守正盛頼田を押領之後、彼の分（『封米』を越えて黒田に加補す。」とあり、正盛が押領したあと、頼田村で徴収していた封米を黒田荘で徴収する分に加えて徴収することにした、と伝えているのも、そのことを示すものである。国司遠実の出作公田の檢注は黒田・玉滝両荘で同時に開始された、と思われるのに、三八〇余町の出作の大半を占める黒田荘では動搖を生じた形跡がない。それに対して、出作田の少ない玉滝荘に荘園を離脱するものが集団的に生じたのはなぜであるか。その原因を考えるにあたって、注意されるの

は、正盛によつて立券された土地が出作田・家地・畠地から成つていたことである。この三者はいずれも占有者の権利が強く、領家の支配権が微弱である。畠がのちの所伝のように仁静の時に没収した畠（B五八・一）とすると、東大寺の支配権は強かつたと考えられるが、それにしても畠は公田・莊田として国司・領家が直接に管理しているものに比すると、支配権は弱い。正盛の頼田荘の立券は、当時の莊園・公領の管理の盲点を突いて行なわれた、と言つてよいであらう。さすがの東大寺も早急に施すべき手段を見いだせなかつたのは当然であつた。

国司遠実は、出作公田の檢注と封米に充当した官物の残りは国司に弁済することを太政官から認められたあと、引き続き同年の承徳元年（一一〇九）十二月一日に、前司孝言の時から論議されてきた伊勢太神宮・東大寺の荘民が出作している公田の所当官物の額について、町別現米三石・准米三石を徴収し、准米は絹一疋について二斗に換算する宣旨を得た。これは以前に孝言が得た反別六斗米に官物を増徴するのとは異なり、見米の徴収は反別三斗に据え置き、絹などで徴収する准米の額・換算を国司に有利したものの

ようである。この宣言は今日その本文が散逸して明らかでなく、勘状^(BB四・一七三)に引用されている事書の部分だけが知られているにすぎない。したがって詳細は不明であるが、国司としては公田検注を申請した時と同じく、興福寺再興を理由としたようである。東大寺はそれには反対であったらしい。ひざもとの大和国でも、東大寺領荘園の加納と認められた公田に造興福寺司の官人が造興福寺作料米を直接に徴収するのに抗議し、承徳元年(一〇九七)十二月九日の造興福寺司下文^(三B四・一)でその主張が認められた。伊賀国でも東大寺は同様の主張をしたに相違ないが、聞き入れられなかったようである。黒田荘では遠実の国司在任の一兩年はこの宣言によって所当官物を徴収されたが、反抗して納めなかった、と称している^(B五・一)。

七

遠実在任中の承徳三年(一〇九九)五月十二日に寛徳二年(一〇四五)以後の新立荘園を停止する宣言が発令された。

川上多助氏が既に明らかにしているように、この時の荘園整理の史料は乏しい。伊賀国では、発令より二ヶ月半ほど

前の二月卅日に在庁官人が新立荘園と加納田島の日録を注進している^(B四・一)。実はこの時より以前に寛治七年(一〇九三)には既に荘園整理は発議されていたが^(後二家願日記、寛治七・三)、容易に実施されなかったのである。撰閥家を始めて上位貴族の抵抗が強かったからであるが、その間に地方の在庁官人が、官の指示によるにもせよ、寛徳二年(一〇四五)以後の新立荘園廃止の資料を集めているのが注目される。なお承徳三年(一〇九九)以前の荘園整理について、承暦二年(一〇七八)六月十一日に寛徳二年以後の新立荘園廃止の官符が発令されたことが記録されているが^(B四・一)、これは他の史料に見えない新事実である。念のために指摘しておく。

出作抑制と官物徴納を励行しようとする国司高階遠実に對抗して、東大寺はまず黒田柚の造興福寺役免除の宣言^(B四・一)を得るのに成功した。それは前述したように康和二年(一一〇〇)八月十二日のことであり、それまで黒田柚は四〇年の長期にわたって造興福寺役を負担した。玉滝柚が一応、免除から除外されているのは、東大寺がこの時に黒田柚を本願の聖武天皇が勅施入したことを強調した必然

のなりゆきであろう。東大寺は、この時まで玉滝仙の設置が天平時代にさかのぼる、と主張したことはなかったからである。太政官が東大寺の免除の要求に譲歩した最終の理由は次の事実に基づくものである。《東大寺は過去四〇年間、その仙に造興福寺役が賦課されたために大規模な修理工事が中止され、すでに手入れを必要としていたものの破損がはなはだしくなつて、一刻も放置できない状態になつている。東大寺としては修理工事を実施するためには、まづ仙から用材を伐採し搬出・製材しなければならぬが、仙工が造興福寺役に雇仕されていたのでは、それは不可能である。》東大寺が何よりも先きに黒田仙の造興福寺役を解除を求めねばならない理由はそこにあつた。東大寺は、このようにして、黒田仙の造興福寺役免除に成功した。東大寺の伽藍修理は翌三年から始まつており、修理工事関係者に対して料米支給の切符が多く発行された^(B四・一九八)。解除以後の仙の活動についての史料は少ないが、まもなく用材が伐採され名張・木津川を通過つて東大寺に運搬され始めたことは、長治元年（一一〇四）八月廿日の黒田筏師依本則延ら八人に対する麦二斗支給の切符^(B四・一九八)によつて明らか

である。笠間の筏師にも同じく食料が支給された^(B四・一九八)。再開された東大寺の伽藍修理は大規模なものではなかったらしいが、康和四年（一一〇二）以後、長治元年（一一〇四）までの修理料米については^(B四・一九八)に、用材については^(B四・二六三)に史料がある。また『東大寺要録』巻第五所収東大寺別当次第によると、康和二年（一一〇〇）には勅封藏を、翌三年に東塔を、同四年に食堂を修理している。平正盛の立券によつて莊内の形勢が複雑になつた玉滝莊は、その後どうなつたか。黒田仙とは異なつて、造興福寺役免除の宣旨が与えられなかつたから、ことによると、仙工は依然として造興福寺役に雇仕され、箭川の南に当たる国見仙^(B四・一九八)などで働いていたかもしれない。康和三年（一一〇一）から修理工事を再開した東大寺としては、用材を黒田仙だけに求めずに、玉滝仙にも課したのであることは当然に推測される。鞍田のように平正盛の支配力の強いところでは、それを後援として東大寺の要求を拒否することはできたであろうが、ほかでは逃散以外に反抗の手段はなかつた。長治元年（一一〇四）十二月に湯船の仙工が東大寺用と推定される「御材木」を造進しないで他国に逃散し

たのは、それを示すものである。湯船柚の下司山長重種・目代僧信照と柚工の吉任・吉恒・重時らは、苦肉の策として、柚工に賦課された会板の造進の責任を在家の一〇家の柚人に転嫁した。住人の山長久末らは翌二年閏二月廿二日に解(B四・一)を柚の預所に送って、その停止を要求した。この解で注目されるのは、在家住人らが、「去年十二月を以て、御柚工等御材木を造進せ不して他国に隠居を企つる間、彼の十家の住人に於て者、一步田を耕作せ不、故に安度〔埒〕之思を致す。」と述べていることである。会板の造進の義務が田地の耕作と直接に結びついていることは、まず疑いなくであろう。在家住人らの言うところによると、会板は田に付いている官物の代りとして造進するものである。在家住人として預所から賦課されるのは「召物」だけというのが先例である。久末らの主張の要点はここにあるが、究明を要するのは、一步の田をも耕作しない、と称した在家住人の実態と、かれらと逃散した柚工らとの関係である。当時でも黒田荘大屋戸村徴使佐々貴今犬丸(B四・一)のように「更に一分之田畠を領知せ不。然り而して在家門並之所役を勤仕す可きに依り、上件之徴使之職に」就任したもの

もいるから、耕作関係がなくても寺役を課されることよって荘民となったものもありうる。この場合もそれに該当する、と考えられないことはない。しかし、今犬丸の場合には特殊とすべきである。湯船村の一〇家の在家が、一步の田も耕作せず、したがって所当の会板をも造進する義務がない、と主張するのと、今犬丸の場合と同一視するのは、妥当を欠く恐れがある。なんとすれば、湯船村の在家住人の主張を認めると、この解に連署した尾張吉重・日熊常永・綾安浄・百済吉藤ら一〇家の住人は、農業を営まず、しかも柚工ではない、という結論になるからである。それよりは、これらの在家住人の生態は次のようであった、と解するのが、より事実妥当に妥当しているのではなからうか。《久末らは耕作者であり、逃散した柚工の作手としてその治田・負田の耕作に関係していた。下司の重種らがかれらに会板の造進を賦課したのはその関係を口実にしたものである。久末らは、柚工らが逃散したあと、会板の造進の義務が加わるのを恐れてその作田を耕作するのを拒否した。》そこに「一步田をも耕作せ不」と言う理由があった。在家住人の立場は以上のように理解すべきであろう。柚工は治田・負

田・名田を持つていても、それを自作しないで作手を置き、加地子によって生活を維持し、所役を勤仕するのが普通であつた、との私見は、ここでも一つの支証を見いだした、と言いえよう。

長年の造興福寺役から解放され、東大寺修理用材造進に専念することになつた黒田莊の袖工にも問題は多かつた。

その最大なもの、なんといつても、国司の徴収する所当官物をめぐるものであつた。袖工らは長治三年（一一〇六）三月廿八日に解^(B四・一)を東大寺政所に提出して、政所の裁定を要望した。袖工らの言うところによると、黒田袖負田の官物は、反別現米二斗と准米四斗二升三合である、という。現米二斗は、前述のように、永保三年（一一〇八三）に玉滝袖が言い出して国司清家がこれを認めたものである。清家は、その序宣の本文で、官物は封米に充当したあと、現米がなければ絹で弁せよと言ひ、袖書では、現米をもつて弁せよ、と述べている。同一の文書に両様の指示があるのは不思議であるが、現米ですべて弁ずるのは、寺家や莊民に有利であつた。袖書は東大寺で書き足したのもかもしれない。

話は二斗米に移つたが、本題に帰ろう。黒田莊の袖工らは官物について次のように主張した。《黒田莊に割当てられてゐる封米一八〇石に充当した残りの官物は当然に国司に納むべきものである。問題は絹で納める場合の米と絹の換算率である。従来、国司は二斗代の分として絹一疋、准米五斗代の分として絹一疋を徴納した。しかし現任国司孝清の収納使は、現米の分として絹一疋につき五斗を、准米の代絹は二斗五升あるいは三斗を減納（『減価徴収』）する。》袖工らが問題にしたのはこの点であつた。国司の立場は、承德元年（一一〇九七）十二月一日の宣旨^(七B四・一)に一致するもので、官物は段別現米三斗（代絹二疋）・准米三斗（代絹二疋）を要求する。永保三年（一一〇八三）の序宣^(三B四・三)によつて二斗米が公認されたと考えている東大寺側にとつて、国司側の要求を呑むことはできない、と考えられたのは当然である。その結果必然的に官物の未進は増加した。国司は長治元年（一一〇四）以後、天仁元年（一一〇八）までの五ヶ年の黒田莊の出作公田の官物未進は現米二、〇〇四石六斗一升二合六勺六才、准米一、〇五一石二斗三升三合七勺二才、穎二〇、八八七束一把八分七毫の巨額に達した、

と主張し(七B四〇)、問題の決着を太政官の裁定に求めた。当時の国司は藤原孝清であった。太政官は裁定にさきだつて官人が双方の訴陳状を検討し、その所見を官に注進するのが慣例となつており、この場合も天仁二年(一一〇九)九月廿六日に明法博士らが勘注(七B四〇)を官に提出した。その内容については中村博士が詳しく紹介されているので(九A四二六)、要点だけを述べるとどめる。

国司の立場は次のとおりであった。へまず玉滝・黒田両荘の本免田を二五町八段一八〇歩とする。次に三八〇余町にのぼる出作公田は、官物を未進する以上、これらの公田を黒田・玉滝両荘の加納として、それを介して官物を徴収する体制は廃止するほうがよい。加納解消の上は、国司が直接に官物の徴収を催促する。》

それに対して東大寺側は詳細に反論を展開し、出作の廃止については、柚工が公田を耕作し、封米をもつて官物と柚工の食料に充当するのは黒田柚勅施入以来のことである、とし、「本庄与出作は其の名別ると雖も其の躰是一也」と主張した。これは、永長二年(一一〇九七)以来の東大寺側の主張を改めて繰り返えしたものである。東大寺はまた、八

〇余人の柚工が黒田荘内で働いているし、名張川の流れが西に寄る傾向があるために庄域が次第に狭くなりつつあるので、残された二〇町あまりの田畠で、かれら全部の生活をささえられない、と主張した。出作を絶対に必要とする理由はここにある。東大寺はまた、国司孝清の出作反対の意図は邪道から出ている、とし、平正盛が頼田荘を押領したあと、その分の封米を黒田荘で加徴しよう、と東大寺が計画するのに孝清が反対するのは、その実、東大寺は正盛に依頼して頼田分の封米を徴収したらよい、と主張するのと同じである、ときめつける。また封米に充当した官物の残りの処置についても、東大寺は現米二斗・色代四斗二升三合を主張し、絹で代納する時は一疋を五斗に換算するのは、古今の例であり文書にも見えている、と強調する。国司は、現米三斗、色代の分は年の豊凶により和市法に従つて換算基準を定める、と主張しているが、これは国司の取るべき道ではなく、「殆んど是れ商客・兒女之謂也」と国司側を非難する。東大寺側の主張によると、色代は絹一疋を准米一石を等価とするのが普通であつて、黒田荘のように一疋を五斗と換算しても、不当ではない、という。

以上のように鋭い対立を示す国司・東大寺双方の主張について、太政官の官人らの勘注は次のとおりであった。

《国司・寺家の主張はともに証文があつて理非を一決したいが、国司が提出した承德元年(一〇九七)十二月一日宣旨には、伊勢太神宮神戸の出作公田の官物を町別現米三石と准米三石とし、准米の代絹の換算率を匹別三斗と定めている。これは、神戸の百姓が官物弁済の国例を守らないで、かつてに率法を作り、官物を町別米二石・准米三石とし、絹と准米の換算基準も定別五斗としているので、それに対抗するために国司が特に申請して受けた宣旨である。太政官としては、伊勢太神宮神戸の出作と東大寺の加納との間に官物の率法の差別を設けるべきでない、と考える。したがって、東大寺がその出作を加納としないかぎり、承徳元年(一〇九七)十二月一日の宣旨に従つて、その規定のとおり官物を国司に弁済すべきである。長治元年(一一〇四)以後の官物未進も、東大寺側が提出した嘉承二年(一一〇七)の返抄では、納めた官物の額がどれたけにも達していないので、官使を派遣して督促する。》官人の勘注は以上のように東大寺に不利なるものであった。^③

東大寺がこの勘注に不満であつたのは当然であつて、抗

議を受けた太政官は翌三年二月廿一日の宣旨(七四・五)をもつて昨年以前の官物の返抄と伊勢太神宮神戸が出作している公田の官物が二斗米である証文の正本の提出を東大寺に要求した。太政官の官人の勘注(七三・一)は四月八日に提出されたが、東大寺からは、二斗米を確かに済すべし、と令した伊賀守清家書状案が証文として提出されている。これはおそらく永保三年(一〇八三)十二月廿日の庁宣(三〇四・三)を提出したのであろう。東大寺は二斗米の論拠として、次のことをあげた。《承德元年(一〇九七)十二月一日の宣旨が下されても、伊勢太神宮の神戸の出作では、先例によつて段別現米二斗、准米は絹一疋を五斗に換算して現に納めている。》東大寺はその済例を証文として太政官に提出した。それに対して国司は、東大寺権寺主の暹慶が国司に提出した請文(七三・一)に重点を置き、暹慶が黒田・玉滝両荘の負田の官物を封米に充当した残りについて、段別現米三斗と准米三斗につき凡絹一疋の換算を認めたことを強調した。官人としては、東大寺側が提出した官物返抄に問題の換算基準を明記したものがないこと、准米絹一疋別三斗を

主張する国司側も絹の品質により一斗・八升の換算をした事実を認めたので、勘定はできないとして、改めて裁定により、官物の進未を決めるべきである、とした。その後、太政官の重ねての裁定がなされたかどうかは史料がないが、この二斗米対三斗米の争いは、その後も長く尾を引き、国司対東大寺の論点の中心となるのである。

東大寺は孝言・遠実・孝清と続いて強硬な国司と対したほかに、康和二年（一一〇〇）の造興福寺役免除以来、興福寺との関係も円満を欠くようになった。伊賀国での両寺不和の原因は二つあった。その一は、箭川の南方に設けられた国見柚の帰属をめぐるものであり、その二は実遠旧領の箭川・中村の領有に関するものであった。問題を解決するために天永元年（一一二〇）末に現地で両寺使・国使・撰関家政所使・在地刀禰が出席して問注が行なわれた（七三九）。

国見柚は、現存の文書では、寛治二年（一一八八）三月十六日の伊賀国司庁宣（二五九）に始見する。この庁宣は、柚の一部の籠口と鷹尾を国司から郡司丈部近国に与えたものである。しかし、柚自体がどこに所属していたか、史料では判明せず、公領であるとも言いきれないものがある。長

治元年（一一〇四）五月十一日の伊賀国留守所下文（六一二）によると、当時の国見柚は行事所が管理し、その柚工が郡司丈部近国の私領である籠口に侵入して樹木を伐採して、留守所から警告されている。この行事所の所屬も史料に明記されていないが、造興福寺司所管と判断して、ほぼ誤りなからう。

さて国見柚についての東大・興福両寺の争点であるが、天永元年（一一二〇）の現地調査の際に東大寺側が作製した注進状（七三八）によると、東大寺側は、天平勝宝三年（七五二）四月三日に聖武天皇がこの柚を東大寺に施入した、と主張する。東大寺は以前にも、この日に黒田柚が施入された、と主張したことがあったが（四三二）、それから推すと、国見柚は黒田柚すなわち板蠅柚の一部ということになる。しかしこれは、板蠅柚の四至が南齋王上路とあることと矛盾し、国見柚は齋王上路の南にあった。伊賀国の東大寺柚の伝領は所伝が区々になっていて、混乱を生じているが、板蠅柚が天平勝宝七歳（七五五）十二月廿八日の勅施入であることは動かない。したがって、黒田柚の勅施入が天平勝宝三年（七五二）である、という所伝は誤っている、と

すべきである。国見袖の施入がいつであるか、この注進状（七三八）以外に史料はないが、ことによると次のような事実があったかもしれない。《康保三年（九六六）四月三日の名張郡夏見郷薦生村刀禰解（二八四）によると、笠間河（『現在の黒田川）の東方で、薦生牧の南の四至から高峯を越えて数里離れたところに焼原袖が当時あった、という。この焼原袖は地勢から推測すると、国見袖と同一である可能性が多い。薦生村刀禰の言うところによると、この焼原袖は東大寺别当光智の時に板蠅袖の四至内に囲い込まれた、という。》もし国見袖が、東大寺のいうように、東大寺の旧領であつて、伊賀守資良の時に関白頼通の命によつて興福寺が借文を東大寺に出して借用したのが事実とすると、焼原袖の後身である可能性は、ますます多くなる。天平勝宝三年（七五二）四月三日の勅施入というのは、この焼原袖または国見袖のことかもしれない。残念なことに、これを決定する史料がない。東大寺の、国見袖は東大寺領であつて興福寺が借用したものである、という主張に対し、興福寺側は確かなことを知らないとして、反論を撤回した。国見袖を借用した事実は否定できなかつたようである。

第二の争点は、興福寺側が、実遠旧領の箭川・中村・築瀬は興福寺所領であつて、東大寺領ではない、と主張したことにある。興福寺は、その主張の裏づけとして、貞観六年（八六四）正月十九日の名張郡戸主藤原倫滋紛失状以下、十三通の文書を提出している（七三九）。その文書が信頼できるとなると、興福寺側の主張も相当の根拠があることになる。いままでの論文では、文書の信頼性を吟味せずに、史料として引用し、それを基に立論している。これらの文書の多くは原本で保存されていないので、官勘状に引用されているものだけで判断しなければならない。したがつてその信頼性の吟味は容易でないが、東大寺側に伝わっている文書と矛盾する内容のものが多くだけに、史料として使用するには慎重な注意を必要とする。最も古い貞観六年（八六四）正月十九日の紛失状も、『倭名類聚抄』に見えていない「中村郷」を記載していること、東伊勢堺・南奈知山・西黒田山・北剥山の倫滋の一円所領が築瀬・夏美・中村・長屋・□□の郷村にわたっているとすることに疑義があり、史料として信頼できるかどうかは問題である。天永元年（一一一〇）の問注の時にも、東大寺はこれを偽文書

と認め(七四・一)、そのことを主張している。この指摘は、おそらく事実^(七四・一)に当たっているであろう。第二通以下は長久四年(一〇四三)以後のものだけに疑点を発見しえないが、その内容が第一通に深く関連があるから、第一通同様に史料として信頼できるかどうかは疑わしい。

興福寺側から提出された文書についての所見は以上のとおりであるが、撰関家政所使として現地に下向した紀守俊が、実達の旧領に関して両寺の主張が相違することに^(七四・一)ついて下した裁定は、東大寺側が主張するように(七四・二)、興福寺側に偏した点があったことは事実である。詳細は中村博士の叙述^(A四一三)_(二五ページ)に譲って、ここでは、国司孝清が興福寺中綱頼胤と結託してこの紛争を計画した、と東大寺側が主張していること(七四・三)を指摘するにとどめる。国司対東大寺の争いが興福寺をその渦中に引き込んだ、と見ることは許されるであろう。(以下次号)

① 史料では両荘を合わせての面積になっているが、ことによると、黒田荘だけの面積かもしれない。

② 石母田氏はこの地子を山手と解釈している^(B八)。袖附近の農民が袖主に無断で山中の材木を採取したことであり、当時はなお山手という語は成立していないので、諸大寺が地子として

山手をかれらに課した、と解釈されないことはないが、史料全体の文意からすると、諸大寺が農民の田地を寺領と解し地子を課した、とすべきである。

③ 赤松俊秀「座について」(『史林』三七ノ一、一八ノ九ページ)。
④ 地方豪族所有の袖に墨田が附属していたと考えられる史料は貞観十三・八・廿五阿閉望富死券^(B四九八)である。中小寺院では宇治田原禪定寺に同じ事実が認められる。長保三・四・八禪定寺田畠流記帳^(B二)_(四〇三)がその史料である。

⑤ 赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七ノ七、三〇ページ)。

⑥ 要人の語義としては、要路にある人、勢威を有するものと解するのが普通である。しかし十一〜二世紀の文書で使用される要人の意義がそれとやや異なるものがあることは確かである。

『平安遺文』所収文書の要人の使用例は、長元七・七・十六太政官符以外に若干の例をあげることができる。まず寛治七・十二・廿五官宣旨^(B四三二)には当麻三子の後夫の良算が三子の所領を要人に売却したとある。これは要路の人と解されないこともないが、なにか落ちつかないものがある。次は承徳二・八・十五柴山寺別当実経置文^(B四七)であって、柴山寺が衰微した時に一切経論寺家宝物を要人がみな拾い取ったというのである。この場合は勢威あるものと解してよいかもしれないが、それでもすこしおかしい。第三は上横手雅敬助教の示教によるが、天治二・七・十三金剛峯寺官省符莊住人解^(B五三)である。この場合の要人は莊民と同意義に使われている。莊民の中でも特

勢威のあるものとして、解してもよいかもしれない。しかし次に明らかにするように、莊園文書の「要人」には勢威あるものとは別に、なにか必要のある人ともいふべき意義があることは確かである。

⑦ 愛宕郡八郷の賀茂兩社への寄進については、『小右記』寛仁元・十一・廿三、同元・十二・一、同二・十一・一、同二・十一・廿五に重要な史料が取められている。また『類聚符宣抄』卷一所収寛仁二・十一・廿五太政官符も参照の要がある。

⑧ 赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七ノ七、三三ページ)。

⑨ 赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七ノ七、二九ページ)。

⑩ 赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七ノ七、二八～三〇ページ)。

⑪ 官宣旨(B二四)には「即又放火彼村住人私宅二字也。」とある。放火の主体が明記されていないが、かりに郡司側が放火したことにする。

⑫ 竹内博士が、重成や郡司範輔らを黒田村庄屋に派遣したのは、中央政府であるとしていることは誤りである。また中村博士は、七月三日、七日の黒田村での事件の順序を明らかにせず、記述しておられる。

⑬ 湯船荘が國司守経の時に収公されたことから、守経の國司在任当時、この荘が租米反別一斗三升を負担し、それによって封米に便補していたことは確實である、と考える。

⑭ 史料の(七三三)には、守経が東大寺別当有慶を訪れたのは、「近則去年」(天喜二)夏國司入部之日(中略)、彼此詣別当房とあって、夏入部のころとあって、前後を明記していないが、いろいろのことを考慮して、ここでは、入部ののちとした。

⑮ 戸田芳実「黒田庄における寺領と庄民」(『日本史研究』第三〇号)は石母田氏の研究に批判的であるが、袖工の農民的性格については明言していない。

⑯ 負名の税請負人的性格については戸田芳実「平安初期の國領と富豪層農民」(『史林』四二ノ二)の所論による。

⑰ B三・八二〇号には誇干使と読んで拒捍使と注しているが、影写本では幹了使と読めるので、ここでは幹了使とする。

⑱ 黒田莊氏が天喜四・三・廿八伊賀國序宣に基づいて申請したものである。

⑲ この耕地の所在地は明記されていないが、守経が「彼袖脚公田毎年卅余町馬上帳に取り付け乍ら」と述べていることから推すと、B三・七五〇号所見の黒田・大屋戸村の作田四八町七反二〇〇歩をさしたのかもしれない。

⑳ 寺家から横田収納使を莊園に下した例は多いが、一例をあげると、寛和二・八・三(B二四三六)東大寺符である。なお平安遺文ではこの文書の年時を寛弘二としているが、内容からすると、寛和二でなければならぬ。

㉑ 竹内博士はC二七九ページで、成通の下向は天喜四・閏三・廿六官宣旨による勝示を打ち立てるためであった、としている。

㉒ 天喜六・三・十九玉滝袖司寺解(B三八七)にいう「前司」とは守

経のことであるから、この時までには守経は退任したものと推定される。竹内博士はこの年の畠山除目によって転任した、と推定している(C二七九)。中村博士は守経の国司がその後も続いたとしておられるが(A四二一)、それは誤りであり、事実と異なった解釈に到達される原因となっている。

- 23 藤原資良の任期を明らかにするのは容易でないが、康平七・四・廿三宣旨(B三)には玉滝・黒田両荘が造興福寺役を勤仕するようにしたのは「前司一任之間」とあり、端裏書には、国見柚等を借請けられたのは「守資良朝臣時」としている。そこからこの「前司」とは資良であり、この時は他国に転じていたことが推測される。康平七・二・十六藤原信良解(B三)によると、この文書が作製された当時の伊賀守はまもなく丹波守に転任しており、この文書が提出された時は、転任のために在京しており、京都で文書を見たので、解に記載されていることの真偽を探ることはできない、としている。この丹波守が資良であることは確実である。なおこの推測の裏づけは、天永元・十二・十三名張郡勘注(B四)に、この与判を与えた国司として資良の名をあげていることである。中村博士はB三・九九二号所見の「前司」を守経として解釈され、そこから東大寺への報復説を打ち出された。

- 24 当時の官物の量は所領によって異なるが、普通には段別五斗か三斗であり、少ない場合でも二斗であった。

- 25 戸田芳美「黒田庄における寺領と庄民」『日本史研究』三〇号三四ページは田率の雑事雑役の規定がないことを指摘し、

官物負担のために負名に編成される時は、作手の相伝領知と雑役免が結合した領主的名が形成されるに相違ない、としている。しかしこの場合は、ほかの条件を考慮しなければならぬ面があることは、のちに指摘する。

- 26 「輔公」という受領級の朝臣が当時いたことは事実である。『小右記』寛仁二・十・八に「右馬頭輔公」が所見する。しかし同じく『小右記』寛仁二・正・廿一には「前大和守輔尹」が見えていく。

- 27 東大寺側の所当官物未進は、寛治三・九・廿七伊賀国税所注進状(B四)が提出されたあと、寛治三年十一月廿一日に官宣旨(B四)が発せられた。それによると、築瀬村では、八〇余町歩の田畠が東大寺領と称して官物を納めず国司の命令に従わなかったことが知られる。このことは、B四・一二七九に所見の寛治二年の「名張郡黒田庄出作、二斗米廿石四斗六升、額千五百九十五束(『代米七十九石七斗五升)の未進と同一のことをあらわしているのか、それとも寛治三年になって未進が増大しているのかは不明である。八〇余町歩で二斗米を未進すると、一六〇余石になるはずであるから、寛治三年になって未進は増加した、と見るのがおそらく妥当であろう。

- 28 この私領主はB四・一三三二〜三に所見の藤藏人でないかと推測されるが、理由としては確かなものはない。

- 29 黒田庄の出作畠の地子は国司の知るところでない、と下文(B四)に見えている。畠が国司の所管でなかったことについては、康平三・四・廿一愛智荘司目代等解(B三)に明確な史料

がある。しかし嘉保三年（一〇九六）の當時では、すべての畠が国司の所管でなかったとは言えないようである。石母田氏が早く存在を指摘した公畠が長承三年（一一三四）の黒田新莊筋川・中村・夏見公畠取帳^(三五三)に所見するからである。公畠という以上は、国司が検見を行なったに相違なからう。なお石母田氏に続いてこの公畠に注意した永原慶二氏がこの事実を長曆三年（一〇三九）としているのは誤りである。

³⁰ 玉滝・黒田両袖では袖工に食を支給した史料はないが、大治四・十二・三明法家勘文^(B五・二)所引の承暦四年（一一〇八）の築瀬村住人請国判状には、「昔従り以来、荒野を治開し袖工の資粮と為す。官物に於ては封戸に便補し、国庫に弁済す。」とあって、永長二年（一一〇九七）をさかのぼる十七年前の承暦四年では、封米をもって袖工の食料に充当する、という主張はなお提出されていないことが知られる。しかし栄山寺では別当実経が私米一〇〇余石をもって、袖工の食に充当したことが承徳二年（一一〇九八）八月十五日の置文^(B四七・一)に見えている。当時の袖工が食料の支給を強く希望していたことは、それによって推測できる。

³¹ 竹内博士は、大治四・十二・三明法家勘文^(B五・二)に袖工と寄人とを別記していることを論拠として、莊民と寄人を区別し、袖工の系譜を持ち莊主の東大寺に直属するのを莊民とし、公郷の百姓であって、「庄民等の因縁と号し」、「追従を成し」「庄内自ら出居」したものを寄人としている。博士の見解は一応首肯できるが、寄人を公民の系譜に限るのは問題であらう。ここで

は、特に莊民と区別のないものと解して使用する。

³² 興福寺は永長元年九月廿五日にまた焼失している。

³³ 龍嶽「六条院領と平正盛」^(一)「歴史地理」五五ノ三。

³⁴ 保安四・九・廿二明法博士等勘状^(B五・一)には、平忠盛から提出した証文として、永長二・十一・十一右弁官史生上野則元立券状が引用されている。これは永長二・八・廿五六条院領田畠坪付^(B四・二)と少し記述が相違するが、別に新しい事実を伝えていない。

³⁵ この時の莊園整理の宣下の時期は史料によって異なるが、ここでは『後二条関白記』によって五月廿二日とする。

³⁶ 川上多助『日本古代社会史の研究』三六八〜九八ページ。

³⁷ 東大寺はこの時に黒田袖の勅施入を天平勝宝三年（七五一）四月一日としているが、板蠅袖の勅施入は天平勝宝七歳（七五五）である。

³⁸ 中村博士はA四二九ページでこの勘注の結果を東大寺側に有利なものとしておられる。

³⁹ 請文は抄出したもので、本文の全容は明らかでなく、遼慶が東大寺の権寺主かどうかは断定できないが、「東大寺御庄黒田・玉滝兩庄負田官物」と書いていることから、東大寺所屬と判定した。

⁴⁰ 中村博士はA三七二ページで、竹内博士はC二九一ページで、石母田氏はD二六ページでこの史料を引用している。

（京都大学教授）

Somakô 杣工 and Manor

—Tamataki 玉滝 Kuroda 黒田 Manor in the Iga 伊賀 Country—

by

Toshihide Akamatsu

Tamataki 玉滝 *Kuroda* 黒田 manors in the *Iga* 伊賀 country of the *Tôdaiji* 東大寺 territory have a special history as manors derived from *Soma* 杣, and naturally have a different character from those derived from cleared or contributed lands; and also these manors, upon which the *Heike* 平家 clan and other powerful clans developed, are the important existence for our studying history of the formation of the warrior's administration. Partly because the above-mentioned two manors left many sources for students, recognition of its character and history of these manors became distorted.

This article tries to remark errors in the former studies, considering that achievement of the study on those two manors has effect on the present study on the mediaeval history and at once to consider from the new angle those landlords' activities in their manors which were at the base of forming military administration. Main historical sources which I used were those of the *Heian-ibun* 平安遺文 edited by Dr. R. Takeuchi 竹内理三.

On the Finance of the *Saga* 佐賀 Clan in the Period of *Keichô* 慶長 and *Genna* 元和

by

Masayoshi Jôshima

We can remark, as a cause of extreme financial destitution in the early *Saga* 佐賀 period, a little rate of its income. The reason is that the *Saga* clan was a descendant of a warring *Daimyô's* 大名 territory which would be scarce of income, and that, on account of a special circumstances following to the shifr from the *Ryuzôji*